

京都学派の時代区分における中国中世

田中一輝

はじめに

かつて我が国の東洋史学界においては時代区分論争が展開された。むろんこれは、中国を中心とする東洋史を、どのように区分して理解するか、ということが主題とされた論争であるが、それにあたってはヨーロッパ史の古代―中世―近世―近代という区分が常に意識されていた。^(注1)それを踏まえつつ、日本の東洋史学界においても、東洋史の時代区分が試みられたのである。そしてここで注目したいのは、いわゆる京都学派の時代区分である。

東洋史学における京都学派を、「京都帝国大学・京都大学の教員及び出身者の大多数からなる学派」と定義した場合、その時代区分論がどのような過程を経て形成されたか、それを確認するのが本稿の目的である。^(注2)そして後述するように、戦後において京都学派は主として歴史学研究会(歴研派)との論争を経験することになるが、そこでは主として唐代以前の中国史をどのように理解し、どのように区分するか、ということが盛んに議論された。京都学派はおおむ

ねこの時期を古代及び中世の時代とし、歴研派は一貫して古代と見なした。特に論争の対象になったのは、特に三国時代から唐代にかけての歴史の理解であり、京都学派はこれを中世としたが、本稿ではこの部分を重点的に観察し、この論争に含まれる研究史上の問題点を抽出したい。^(注3)

第一章 京都学派の時代区分

一 内藤湖南の『支那論』と「概括的唐宋時代観」

京都学派の時代区分論を観察する場合、やはり内藤湖南(虎次郎)のそれが最初にあげられるであろう。周知の通り内藤は元来ジャーナリストであったが、一九〇七年に京都帝国大学文科大学の講師となり、一九〇九年に教授に昇進する。内藤はまず『支那論』(文會堂書店、一九一四年)において、中国史における中世と近世という時代区分について指摘している。これは辛亥革命直後の当時において、中国の情勢を、歴史を踏まえつつ分析・説明したものであるが、内藤はここで初めて中国史の時代区分を行ったのである。まず内藤

は次のようにいう。

それは単に今の時代から……近い時を近世と云ふやうな、単純な意味ではなくして、……西洋でも近世と云ふもの、意味を、文芸復興の時代以後、つまり一般民衆の勢力が加はつたとか、新しき土地の発見により、経済上の変調を来したとか、社会組織が変形して来たとか云ふ所の内容を有つたものを称するのであつて、日本でも若し同様な区割をする時には、其の意味を以て区割するのが穩当であるとは、有力なる歴史家の主張となつて居る。(七、八頁)

内藤はここで中国史に近世という時代区分を導入したのであるが、内藤は近世の開始時期について次のように述べている。

それで単に明代もしくは清朝以後を称して近世と云ふのは、普通の素人考へであつて、若し歴史上の見地から、近世と云ふ者に内容あり、意義あるものとして考へると云ふことになる、更に遡つて、唐の中頃から、五代、北宋の時に及ぶまで、即ち今より一千百年前頃より八百年前までの間に、この近世紀と云ふものが漸々纏まつて来たと見る方が穩当である。それでも其の間における歴史上の変化が果してどう云ふ風にして、近世と云ふものを形作つたかと云ふことを考察すると云ふと、簡単に云へば、第一には貴族政治からして君主独裁政治に傾いて来たこと云ふやうなことが、重大な事実になつて居る。(八、九頁)

内藤は中国史においては「貴族政治からして君主独裁政治に傾いて来た」ことを根拠として、「唐の中頃から、五代、北宋の時に及ぶまで、即ち今より一千百年前頃より八百年前までの間」を近世の開始時期としている。いわば内藤は、君主独裁政治を近世の時代の政治形態、そこに至る前の時代の政治形態を貴族政治ととらえていることとなる。そして、

それから話が元に戻つて、此の中世の貴族の滅亡の結果として、

一方に君主の権力が増加すると同時に、又一方には人民の力と云ふものが認められて来て居ると云ふことを忘れてはならぬ。

(四五頁、傍点田中)

といつて居るように、内藤は貴族政治の時代を中世と見なしており、「中世の貴族」が滅亡したことによって、権力を増加させた君主の統治する時代である近世が到来したと考えるのである。そしてこの中世―近世の移行期において、内藤は中国社会があらゆる方面で変化したと見るのであるが、それに関しては「概括的唐宋時代観」(『歴史と地理』第九卷第五号、一九二二年、同氏著『東洋文化史研究』、弘文堂書房、一九三六年、一二五―一三八頁)にまとめられている。内藤はここでも『支那論』と同様に、「中世と近世との文化の状態は、如何なる点に於て異なるかといふに、政治上よりいへば貴族政治が廃類して君主独裁政治が起りたる事で、貴族政治は六朝から唐の中世までを最も盛なる時代とした」という一方で、特に中世については、「此時代の支那の貴族は、制度として天子から領土人民を与へられたといふのではなく、其家柄が自然に地方の名望家として永続したる関係から生じたるもので、所謂郡望なるもの、本体がこれである」といひ、「地方の名望家」としての郡望を貴族の存立基盤と見た。そして中世から近世への移行期に発生したとされる変化を列挙していくのであるが、その要旨を以下に記しておく。

①政治制度上の変化……唐代において政治上の重要機関として中書省・門下省・尚書省の三省があつた。このうちの門下省には、封駁の権があり、「若し中書省の案文が不当と認むるときには、これを駁撃し、これを封還することも出来る」。そして特に門下省は貴族の輿論を代表しており、「貴族は天子の命令に絶対服従したのではない」。しかし「封駁の権は宋以後益々衰へ、明清に在りては殆んどなくなつた」。そして「唐の時の宰相は、皆貴族階級の中より出で、一度其位置に到ると、天子と雖も其

権力を自由に動かす事が出来ない習慣であつたが、明以後は如何に強大なる権力を有する宰相でも、天子の機嫌を損ねると、忽ち廢黜せられ、一個の平民とせられ、囚人と墜さるゝ」。

②人民の権利……中世の貴族政治時代には「人民は貴族全体の奴隸の如く視られしが、隋唐の代となり、人民を貴族の手から解放して国家の直轄とし、殊に農民を国家の小作人の如く取扱ふ制度が作られたが、事實は政治の権力は貴族にあつたから、君主を擁したる貴族団体の小作人といふ状態であつた」(その代表例が唐代の租・庸・調の制度である)。しかし唐代中頃に兩税法が施行されて人民の居住が自由になり、さらに宋代に至り王安石の新法が施行されると、人民が土地の收穫を自由に処分することができるようになった。かくして「貴族の階級を消滅せしめて、君主と人民と直接に相對するやうになつたのは、即ち近世的政治の状態となつたのである」。

③官吏登用制度の改革……魏晋南北朝(六朝)時代には、「天下の官吏を九品中正の方法で選舉し、全く貴族の権力で左右したのであつて、当時の諺に上品無寒門、下品無勢族といふ事があつたが、隋唐以來此弊を破るために科擧を行ふこと、なつた」。これによって採用が従来の人格主義から実務主義に変化し、機會均等を補償されるようになった。

④經濟上の變化……唐代までは開元通宝などの通貨の流通量は比較的少なく、「多く物の価値を表はす貨幣の利用を、絹布によりて行つた」が、宋代に至ると一変して銅錢を多用するようになり、さらに交子・会子などの紙幣をも使用するようになった。また銀もこの頃より貨幣として使用され始め、「明清に至り益々此傾向盛大となり、終に全く銀が紙幣の位置を奪ふに至つた」。

⑤學術・文芸の性質變化……「唐の初期までは、漢魏六朝の風を伝へて、經學は家法若くは師法を重んじた」。しかし「唐の中

頃から古來の注疏に疑を挟み、一己の意見を立てる事が行はれた。其尤も早いのは春秋に関する新説である。其後宋代になると此傾向が極端に發達して、學者は千古不伝の遺義を遺經から発見したと称し、凡て自己の見解で新解釈を施すのが一般の風となつた」。また文章においては、「六朝以來唐まで四六文が流行したが、唐の中頃から韓柳諸家が起り、所謂古文体を復興し、凡ての文が散文体になつて來た、即ち形式的の文が自由な表現法の文に變つて來た」。また詩の方面では、「六朝までは五言の詩で、選体即ち文選風のもの盛んであつたが、盛唐の頃から其風一變し、李杜以下の大家が出て、益々従来の形式を破る事につとめた。唐末からは又詩の外に、詩余即ち詞が發達して來て、五言・七言の形式を破り、頗る自由な形式に変化し、音樂的に特に完全に發達して來た。其結果、宋から元代にかけて曲の發達を來し、従来の短い形式の叙情的のものから、複雑な形式の劇となつて來た。其詞なども典故ある古語を主とせずして、俗語を以て自由に表現するやうに變つた」。

⑥芸術上の變化……繪畫の方面では、唐代までは彩色壁畫が主で、盛唐から「白描水墨の新派が盛んになつたけれども、唐代を通じては新派が旧派を圧倒する訳には行かなかつた」。しかし「五代から宋にかけて、壁畫が漸次屏障畫と變じて、金碧の山水は衰へ、墨絵が益々發達した」。また五代以前の繪畫は伝統的な風格を重んじ、内容は事件の説明を主とするものであつたが、新しい水墨畫は、自己の意志を自由に表現するようになる。また従來は大規模な建物の付属物であつたが、卷軸が盛んに行われるようになり、「庶民的といふ訳ではないが、平民より出身した官吏が、流寓する中にも、これを携帯して楽しむ事が出来る種類のものに変化した」。

⑦音樂の變化……唐代では舞樂が主であり、樂律も形式的であつ

たが、宋代以後は雜劇の流行により、「物真似の如き卑近の芸術が盛んになり、其動作も比較的複雑になつて、品位に於ては古代の音楽より下れるも、単純に低級な平民の趣味にあふ様に変化した」。

このように、内藤は主として唐から宋にかけて政治・経済・文化などの各方面で大きな変化が生じたとする。これがいわゆる唐宋変革論の始まりであり、内藤はこうした変化が起こる前の時代を中世とし、またその変化が発生した後の時代を近世と見たのである。

二 宮崎市定の時代区分

そして内藤は一九二四年に『新支那論』（白文堂）を発表した。当時の中国は軍閥混戦の状況にあり、内藤は『支那論』と同じく、ここでも中国の歴史を踏まえつつ当時の中国情勢について考察している。そしてその「三、支那の革新と日本」において、中国の歴史を通観した上で、次のように述べている。

……秦漢以後に於いて、支那の文化が支那を取り巻く処の夷狄に向つて浸み込んで行く度にその夷狄の自覚心を促して、それが一つの勢力となつて、反動的に支那の本国に勢力を加へることになる。漢の時代に當つて匈奴の防禦に苦しんだのが、即ち匈奴が民族としての自覚を生じたためであつて、匈奴も支那も同等のものであると考へたのが其の原因であつた。その後五胡十六国の時代などといふものは、あらゆる北方の種族が支那文化のために自覚心を促されて、競つて其の勢力を支那に加へたのである。支那人からいへば其の爲めに中国人が圧迫されて皆南方に逃出し、中原は夷狄の蹂躪に委したといふ風に考へるのであるけれども、一方から見れば開闢以來兩漢迄、支那は兎も角大きな一國としての一生を通過してしまつたので、五胡十六国の刺戟がなかつたならば、支那民族は其の儘衰死したか

も知れないのである。五胡十六国の如き新しい若々しい民族の混入によつて、支那の生命を若返らして、唐時代の如き非常に華やかな文化を復活したのである。其の以後も遼、金、元の如き北方民族に圧迫され、全く亡国の憂き目を見た様に言はれるけれども、其の間に支那は民族生活の様式を一変して、国民政治の生活から世界的文化生活に移つて行つたので、其の原因は全く北方民族が一時支那国家を滅ぼした所の大刺戟にあるのである。（七〇～七二頁）

内藤は秦・漢以後における中国文化の空間的發展が、匈奴をはじめとする異民族の民族的自覚の誕生を促したとし、さらに五胡十六国時代における匈奴をはじめとする北方民族の中国侵入について、その文化や生命を若返らせる効果をもたらしたと解釈している。中国文化はそのまま外部的な刺激を経なければ衰弱死していたかも知れないと内藤は主張するのであるが、その中国文化に關しては、「五、支那の国民性とその經濟的變化」において次のように主張している。

立ちかへつて支那の政治的年齡をよく考へて見ると、支那の政治的に發展すべき時期には前にもいふが如く、漢代に於てすでに経過して居つて、その後六朝から唐までは、すでに政治が漢代の如き才能中心の時代を去つて、「族望」政治となつてしまつた。それが即ち政治の墮落で、唐末から五代の過渡期を経て、宋代以後はこれが更に君主專制時代とかはつてしまつた。尤も此の君主專制時代には中間階級たる「族望」が無くなつたが爲めに、君主と民衆との接近を來たして、政治が民衆の爲めに機会均等に与へられる状態とはなつたが、然し其の時は即ち機会均等なる民衆の中から一種の政客階級を生じて、之が政治を独占すると同時に、其の機会をつかまへ得ることの出来ない多数の政客候補者は、その余ある能力を何事かに用ゐて、失望

せる生活を慰安する為めに、大きな文化階級を形作り、主として学問芸術に向つて全力を傾けることになつたので、それ以後支那の政治は政客階級に委せ切つて、多数の支那民衆の中で文化階級なるものが出来て、それが即ち支那の国粹ともいふべき学問芸術を握ることになつた。それでも或る時代、例へば明代などの如きは、其の政客たる機会をつかまへ得るものが割合に少数であつて、その機会をつかまへたものは極めて安全に生活し得たが故に、その仕上げた政治は甚だしく腐敗したものはなかつた。清朝になつてからその機会は単に読書人のみならず、富者の如き財によつて官爵を買ひ得る輩に迄開放された。

文化階級の範囲は広くなつたが、そのかはり政治は益々腐敗して、その腐敗が一種の免疫性を帯ぶる程度に迄かはつて来た。之が支那の社会の現状であるが、支那の最も進歩した階級が、真に政治上の興味によつて動かされる可能性はだん／＼薄らいで来た。近代でも政治上に活動するものは、大方今迄文化の余り波及せなかつた極く初心な人民に、初めて文化が及んだ土地から出た者が多い。即ち曾國藩時代の湖南人、今日の広東人等がそれであつて、彼等は支那の文化階級としては最も幼稚な、最も低級な趣味を持って居る地方人である。(一一五―一一八頁)

内藤は政治を低級な営みと見ており、中国においてはもとより低級な政治が六朝(魏晋南北朝)時代以降「墮落」しつつも、それに代わつて文化が発達し、そしてその文化は上層の階級によつて担われ、政治の方はそれよりも下の「政客階級」に委託されたと見ており、清末における曾國藩を代表とする湖南人や民国時代における広東人などが、それぞれの時代において政治の中核を担っていたのは、むしろこれらの地域が中国全体の中では文化的に恵まれていなかったがゆえのこととして居る。そして次のようにもいつている。

大體人類が造り出した仕事の中で、政治軍事などの仕事は、最

も低級なものであるが、日本が今政治軍事に於て全盛を極めて居るのは、国民の年齢として尚ほ幼稚な時代にあるからである。支那の如く長い民族生活を送つて長い文化を持つた国は、軍事政治等にはだん／＼興味を失つて、芸術に益々傾くのが当然の事である。支那の過去の歴史を見れば、或る時代からこのかたは、他の世界の国民の——印度の如き古い文明国は別として——まだ経過しなかつた、之から経過せんとして居るところの狀態を暗示するもので、日本とか欧米諸国などの如き、其の民族生活に於て、支那より自から進歩して居るなどと考へるのは、大なる間違の沙汰である。(一一八―一一九頁)

内藤にとつては政治のみならず軍事も「最も低級なもの」であり、当時の日本や欧米諸国が政治・軍事において「全盛を極めて居るのは」、それ自体プラスに評価すべきことではなく、むしろ「国民の年齢として尚ほ幼稚な時代にある」というマイナスの側面のあらわれであるとい、逆に当時これらの国家に対して政治的・軍事的に劣位にいた中国の方を、文化的に進んで居るがゆえの苦境とするのである。自国や自民族の他国・他民族に対する優位を強調し、それをもつて帝国主義的な進出・支配を正当化した社会ダーウィニズム(注5)とは逆に、内藤はこれがそれぞれの国家・民族の文化的な後進性^(注5)に由来すると見た点特徴的であるが、とはいへこのロジックが、(中国は文化が発達したがゆえに政治的統治を日本に委任すべきであるとして)日本の大陸進出政策を正当化する性質を有していたこと自体には変わりがなかつたのであり、そのため『新支那論』は戦後特にその点を批判されるに至る。^(注6)しかし戦前においてはそうではなく、一九三七年に日中戦争が勃発すると、『新支那論』は『支那論』と合冊して『支那論附新支那論』(創文社、一九三八年)として再度出版されるが、これには子の内藤乾吉・戊申の跋が付され、そこに「著者は嘗て『新支那論』に於て早晚日支間に破裂の避くべからざ

ることを予言したが、十数年後の今日、幸か不幸か我々はその予言の中せるを見た」（一五頁）と述べられているように、その予言が的中したと評価されていたようである。^(注7)

そして恐らくはこうした『新支那論』に対する評価の流れをうけて、その歴史観にのっとり、中国史の時代区分を試みたのが宮崎市定『東洋に於ける素朴主義の民族と文明主義の社会』（富山房、一九四〇年）である。^(注8) 宮崎は当時京都帝国大学文学部の助教授であり、『東洋に於ける素朴主義の民族と文明主義の社会』は「支那歴史地理叢書」の第四篇として刊行されたものである。「支那歴史地理叢書」の各書には監修者であった京都帝国大学総長羽田亨による巻頭言が付されているが、そこに「支那事変の勃発以来、我が国に於て支那に関する著述の急激に増加したのは、現下邦人の知識慾の向ふ所をそのまゝに反映するものに外ならぬ」とあるように、この叢書の出版自体が、日中戦争による中国関係の情報・知識獲得のため、という時代的・政治的要請に依ることを目的として行われたものであり、したがって叢書各書の内容が当時の輿論や価値観、政府・軍部の意向と無縁でいられる類いのものでなかったことは容易に推察される。そうした趣旨の出版物として『東洋に於ける素朴主義の民族と文明主義の社会』は発表されたのであるが、宮崎は緒言において、タイトルの素朴と文明について次のように説明する。

世界の人類は太古に於て、嘗ては悉く野蛮人であつた。そこに文明の曙光が射し初めて、地球上の各地に個々の文明社会を造り上げた。この文明は周囲の野蛮民族に光被して之を同化した。が、併し野蛮人の文明化は何等の犠牲なしには行はれなかつた。野蛮人は文明化する際に、一面にはその最も貴いものを失つた。余は之を素朴性と云ふ。文明社会の外観は、咲ききそふ花の香へるが如く美しい。而もその裏面には常に醜怪唾棄す可き秘密のからくりがある。斯かる社会の缺陷はその内部から覗ふより

も未だ文明の害毒を蒙らざる純真なる野蛮民族が外部より観察する時に最も穿ち得て切なるものである。（二二―四頁）

文明社会の誕生以降、文明は周囲の野蛮民族を同化し続けたが、彼らが文明化する際に、素朴性を失つたという。つまり宮崎は、この野蛮民族を同時に素朴主義の民族とし、またそれと対置する要素を文明主義と見ていたようである。その上で宮崎は中国を中心とする東アジアの歴史を通観するのであるが、特に後漢時代の中国について次のように述べている。

……後漢末に於て決定せられたる事實は、地方豪族の官僚化と同時にその貴族化である。後漢は建国の方針が、中央の援助を以て地方に於ける郡中心の行政支庁を造り、郡人を用ゐてそこに一種の自治を行はしめ、太守が之を監督するといふ主義であつた。而して地方自治の代償として、王室は豪族の服従、その儒教化を要請した。所謂名節の士は斯かる背景の下に生じたるもので、要するに豪族官僚化の道程に於ける副産物に過ぎぬ。斯くて豪族の官僚化が行はれたのであるが、同時に官僚の豪族化も亦行はれた。彼等は之を一面より見れば地方に同族散布して牢固たる根柢を築き、大土地を所有して耕作者を隷属せしめる豪族であり、他の一面より見れば朝廷の大官に多くの縁戚、知友を有して官界遊泳に便宜あり、互に相援けて公平に官位を分配して子孫に進路を開けおこなとする官僚閥である。此処に於て世々大官を出す機会を掴める者が、特に名族として尊敬せらるゝに至つた。斯かる貴族の子弟は、その親の財産を相続するのみならず、併せて親の社会的地位をも継承する傾向がある。蓋し名節の士はその真偽定かならず、さればとて賄賂によりて人を進退するは万人の嫉む所、まよ、親が嘗て上りたる地位を、時期が来らばその子に与ふるの公平に如かず、これならば何処よりも苦情が出づまじといふ簡単ながら最も実施に容易な

る傾向に向つて社会全体が進んだのである。社会に意志的の弾力性なくして、ひたすらに安易に向つて進むは文明社会の特徴にして、又その弊害である。特に支那の如く、外部に他国が対立して之を刺戟するものなき場合に於て甚しい。後漢に於て事実上成立せる豪族の官僚貴族の登場は、次に来る支那中世約千年の歴史舞台上不可缺の要素である。余は後漢滅亡の前後を以て支那古代史の終焉なると共に、支那中世史の出発点と考ふるが故に、寧ろ之を次篇に譲りて述ぶるを適當なりと信ずる。

(七四―七五頁、傍点田中)

宮崎は官僚化した豪族を、批判的なニュアンスを含めつつも名族・貴族と見なしており、その豪族が貴族と化した原因を、外敵の不在に伴う社会の弾力性の欠如に求めている。また傍点部にあるように、宮崎は「後漢滅亡の前後」を変化期としてそれ以前を古代、以後を中世と見なしており、かつ中国中世にとつて「豪族の官僚貴族」は、その「歴史舞台上不可缺の要素」であると見ていたことがうかがえるのである。

宮崎は続く魏晋南北朝・隋唐時代の歴史について、素朴民族と文明民族の関係を主軸として描写し、ことに唐については、素朴主義の民族により建てられた唐帝国の雄飛は東洋史における空前の偉観であったが、長安が政治・経済の中心となり、江南の財が運河によって運ばれて消費されるようになると、浮華文明の風が浸潤してきたとし、「出で、は兵となり、入りては農となる素朴なる自作農民が耕作してゐた土地は、新たに官僚貴族が兼并を行ふ対象となつた」(一二五頁)という。そして玄宗が即位すると、府兵制を改めて傭兵制を採用した。これによって農民を帰農させ、降伏してきた北方遊牧民をこれにあて、国境の警備と征討を担当させ、また節度使を設置した。「此に於て素朴民族と文明社会との新たな対立が、唐帝国の内部に於て再現したのである」(一二五頁)と宮崎はいう。

そしてその後の五代十国時代について次のように述べている。

後唐の後、後晋、後漢を経て、後周に至り中央軍閥の内訌漸く収まり、後周の世宗は南方に圧迫を加へて、先づ南唐を攻めて淮南、江北の地を奪ひ、前途刮目して見るべきものあつたが、若年に殂し、代つて宋の太祖、軍隊の推戴によりて即位し、世宗の遺業を紹いで南方諸国を平定した。東洋の歴史は此頃より中世的形相を脱して、近世的色彩を濃厚にする。(一三五頁、傍点田中)

宮崎は、五代十国時代の終焉と北宋の建国をもつて中世の終焉、近世の開始と見たのである。宋代を近世文明社会と見なす理由について、宮崎は次の三点をあげている。

第一に兵農分離の社会である。宮崎は兵制について、「一般農民は原則として兵役の義務を負ひ、国民皆兵の主義が行はれてゐたのが中世の特長である」(一三八頁)と見なすが、唐末に府兵制が崩壊するとそのまま傭兵制が確立され、それを宋が継承し、その過程で禁軍が確立されていったとする。しかし宋の歴代皇帝は禁軍の統御に重きを置きすぎ、将軍が政治に対して発言することを警戒するあまりに軍の士気を低下させ、将兵が怠業し弱兵化という現象を招来してしまふ。そうした質の低下は軍隊の大規模化という形で補うことになり、その財源の確保のために塩などの専売が常態化するに至る。

第二に近世的士大夫階級の成立である。宮崎は「中世社会の指導層は官僚的貴族であつた」(一四三頁)とするが、唐末五代以来、皇帝は禁軍の發達により独裁的権力を確立し、また科挙出身者を重用するようになる。そして「唐代の旧貴族は五代の間、長安より開封への遷都により財政的の打撃を受け、五代の朝廷が数十年間之を顧みる事なきによつて、概ね衰亡し、以後中世的の貴族が出現せず、之に代つて宋以後、純官僚的貴族が出現した」と宮崎は見る。しか

しこの「純官僚的貴族」について、宮崎は「中世の貴族は門地を第一にしたので、時には無学無趣味の貴公子も官位に就いた。近世に於ては、上級の官吏は殆ど凡て科擧出身の進士であり、学問教養の点に於ては申し分なき貴族であつた。近世になりて特に士大夫の語が、彼等と呼ぶ為に用ひらるゝが近世の士大夫こそ、中世にも増して貴族らしき貴族であつた」（二四七頁）と主張する。

第三に物質生活の向上である。北宋の都である開封は、八〇万にも達した禁軍の約半数や百官宗室が居住し、水運の便もあつて、毎年膨大な量の米を南東より漕運してここで消費した。また西アジア・イスラーム世界との交通の影響もあり、機械・製錬・薬物などの知識が飛躍的に発展した。

しかしこの近世においては同時に、マンチュリア・モンゴリアにおける素朴民族の民族的自覚も高まり、中原・中国に軍事的に進出し、経済的な関係を深めるに至る。「中世の素朴民族が中原に入るや、直ちに中原人を仮称し、中原人たることを名譽とする風があつた」（一五四頁）が、「契丹民族こそは中原の近世的文明社会に対抗して、一種近世的なる素朴主義の社会を建設せんとしたるものである」（一五五―一五六頁）と宮崎は指摘する。そして中国はモンゴル人の支配を受けるようになり（元）、その約一〇〇年間は、中原人が素朴主義の下に訓練され、元をモンゴリアに追い出した明がその後約三〇〇年にわたり天下を維持した原因について、宮崎はモンゴル人のこうした「教育」によるものと見ている。そして満洲族（女真）が興起し、やがて清を建て、中原に進出する（入関）。彼らの素朴たる様は、日本からの漂流民である国田兵右衛門らの証言にも見られるのであり、逆に明の遺民に対して国田らはその墮落ぶりを批判する。満洲族という新要素を注入した文明社会は、よく治まるに至つたと宮崎はいう。

そして宮崎は科学技術についても言及する。元來東洋は西アジア

世界から科学知識を吸収していたが、モンゴル帝国の頃より、科学文明の中心は西アジアからヨーロッパに移動した。ヨーロッパの素朴民族はイスラームの科学文明を吸収し、自己の社会で成長させ、ヨーロッパの素朴主義に培養された科学文明は飛躍的な発展を遂げた。明清時代の文明社会はこれを効果的に導入することを妨げてしまったが、しかしながら東洋において素朴主義社会の一つであつた日本は、素朴であるがゆえに、ヨーロッパの科学文明を吸収することができたという。

以上が『東洋に於ける素朴主義の民族と文明主義の社会』の要旨である。一見すれば分かるように、その内容は明らかに『新支那論』をベースとして叙述されたものであり、またそこにおいて『支那論』や「概括的唐宋時代観」の時代区分を応用しているのである。前述の通り、内藤は『新支那論』において、周辺異民族の中国への侵入が中国文化の再活性化という効果をもたらし、また政治や軍事の後進性とそれを重要視する時代や国家を後れたものと見たのであるが、それは『東洋に於ける素朴主義の民族と文明主義の社会』においても、例えば後漢末期における貴族の台頭をマイナスに評価し、その原因について、「社会に意志的の弾力性なくして、ひたすらに安易に向つて進むは文明社会の特徴にして、又その弊害である。特に支那の如く、外部に他国が対立して之を刺戟するものなき場合に於て甚しい」といい、外部民族との衝突の不在としていたり、異民族を素朴主義の民族とし、唐を中国に侵入した素朴主義民族の国家と見なしたことなどに共通して見られるのであり、さらに日本をも素朴主義社会とし、それゆえにヨーロッパの科学文明を吸収しえ、逆に明清時代の中国は文明社会であるがゆえにその吸収を妨げたとする部分も、『新支那論』の日本・ヨーロッパ・中国それぞれ文化や政治・軍事に対する観点と類似する。そして同時に宮崎は、『支那論』や「概括的唐宋時代観」の中世―近世の時代区分にのっ

とりつつ、より具体的に「後漢滅亡の前後」の以前を古代、以後から五代十国時代までを中世、宋代以降を近世というように区分したのである。

宮崎は内藤と同じく京都学派に属し、また内藤の弟子と目されることも多いが、島田虔次によれば宮崎に対する内藤の影響はあくまで従であり、桑原隲蔵からの影響が主であったという^(注9)。しかしながらこの『東洋に於ける素朴主義の民族と文明主義の社会』は、明らかに内藤の『新支那論』をベースとしている^(注10)。そして宮崎が特に藤の『新支那論』にのっとったのは、当時の政治的環境が強く作用していたがゆえのことと思われるのであるが、同様の時代区分はこの後の研究においても利用されることとなる。宮崎は一九四三年に『五代宋初の通貨問題』(似宝堂)を刊行するが、その「緒言」において次のように述べている。

抑も経済生活は多岐多端である。併し乍らある社会、ある時代に於いては自ら中心をなす経済問題が存在する。之を支那にとつて見れば、経済問題の核は時代によつて移動し、大凡そ三期に区分し得可しといふのが、著者が今日迄に到達し得た結論である。即ち第一期、上古より漢代に到る間は賦税問題が中心をなし、第二期、三国より唐末に至る間は土地問題が中心となり、第三期、五代宋以後は商業問題が中心となつてゐる。

第一期古代の賦税問題、及び第二期中世の土地問題については、著者は極めて概略乍ら、卑見の一端を公にして世に問うたことがある^(注11)。而して本論文は第三期近世の商業問題に於いて最も重要な地位を占むる通貨問題を取上げて見たのである。(一頁)

ここで宮崎は経済史的視点から時代区分を再度行い、漢代以前を賦税中心の古代、三国・唐末を土地中心の中世、五代・宋以降を商業中心の近世としている。いわば『東洋に於ける素朴主義の民族と文明主義の社会』で行った時代区分を今度は経済史を指標として進め

たところ、中世―近世の具体的な変化期については『東洋に於ける素朴主義の民族と文明主義の社会』におけるそれと若干異なるもの、おおむねは類似する区分に落ち着いたとするのである。

三 その後の京都学派

ここまでに主として内藤・宮崎の時代区分論について見てきたが、このうちの内藤のそれについては、『支那論』と『概括的唐宋時代観』の両方ともが、中世―近世の変化、すなわち唐宋変革論に重点を置いていたのに対し、宮崎は中国史全体を具体的に古代―中世―近世に区分するというように、スタンスがやや異なっている。では内藤が宮崎のように中国史全体を数時代に区分するということを全く行っていないかといえはそうではなく、それは内藤の死後に出版された『支那上古史』(弘文堂書房、一九四四年)において見られる。これは内藤の生前の、一九二一年頃以降に京都帝国大学において開かれた東洋史概説の一部である「支那上古史」の講義ノートであるので、おおそ『新支那論』執筆時と同じ頃の内藤の歴史観を示している^(注12)と見てよい。『支那論』における中世―近世といった時代区分や唐宋変革論が、どちらかといえば中国の政治・社会的側面に焦点をあてて抽出されたのに対し、こちらは文化という要素を中心に据えた時代区分が試みられている。まず時代区分に先立ち、内藤は次のように述べている。

さて支那文化中心の東洋史は、随分長い時代を經過して居る。支那人の普通にいふ所をみれば、此頃は黄帝以来四千何百年と紀する者さへある。而して支那には時々革命があり、朝代の連続があつて、之に依つて時代を区分するのを最も便宜として居る。近來西洋に倣ひ、上古史・中世史・近世史と区分するやうになつても、猶も上古は開闢より三代まで、中世は両漢六朝、唐宋は次の一區劃、元明清はその次の一區劃とするが普通であ

る。しかしこれは東洋全体の支那文化発展よりいへば無意味である。真に意味ある時代区分を為さんとするならば、支那文化発展の波動による大勢を觀て、内外両面から考へなければならぬ。一は内部より外部に向つて發展する徑路であつて、即ち上古の或時代に支那の或地方に發生した文化が、段々發展して四方に拡がつて行く徑路である。宛も池中に石を投ずれば、其の波が四方に拡がつて行く形である。次に又之を反対に觀て、支那の文化が四方に拡がり、近きより遠きへ、其の附近の野蛮種族の新しい自覚を促しつゝ、進み、其等種族の自覚の結果、時々有力な者が出ると、それが内部に向つて反動的に勢力を及ぼして來ることがある。これは波が池の四面の岸に當つて反動して來る形である。而してこれは常に同じ年数を以て續いて反動して來るのではなく、波のうねり、の如く間歇的に來り、それが常に支那の政治上その他内部の状態に著しい感化を与えて居る。

第三には、第一第二の副作用として、時々波が岸を越えてその附近へ流れ出ることがある。陸上では中央亞細亞を越えて印度や西域地方に交通を開き、その際また印度西域の文化を支那に誘致し、後には海上より即ち印度洋を経て西方諸國に關係を有つに至り、歴史上世界的波動に大なる交渉を有つやうになるのが即ちそれである。然し大体は第一と第二の作用が時々繰返され、其の間文化に時代的特色を生じて來る。其の特色によつて時代の区分をなすが、最も自然で合理的な方法であると思ふ。

(三) 四頁、傍点内藤)

「近來西洋に倣ひ、上古史・中世史・近世史と区分するやうになつても、猶も上古は開闢より三代まで、中世は兩漢六朝、唐宋は次の一区劃、元明清はその次の一区劃とするが普通である」とあるのは、具体的に誰の区分を指しているのか不明であるが、それはともかくとして、ここには内藤の文化史觀が示されている。これによれば、

中国文化はまず「上古の或時代に支那の或地方に發生した文化」が外部に向かつて空間的に広がって行くが、その文化に感化された「野蛮種族」が自覚すると、今度は彼らが中国内部に反動して進出するという、この繰り返してあるという（場合によってはその副作用として陸上では中央アジアを越えてインドや西域と、海上ではインド洋を越えて「西方諸國」と、それぞれ關係を持つようになることもありうる）。これもやはり、『新支那論』に見られた文化史觀に通ずるものと考えられよう。その上で「かく考ふれば、東洋史は大体に於いて四つの大なる時代に分つことができる」として、以下の区分を提示する。

第一期 開闢より後漢の中頃まで……上古

第一期を更に分つて前後二期とすることができる。後期は支那文化が外部に發展して、所謂東洋史に変形する時代である。

此の前後二期の区分は、歴史的に嚴密に言へば不確である。これは今までの支那本部の地を支那と考へ、文化がその本部の地に充實する時代を前期とし、それが外部に溢れ出る時代を後期とするのであるが、実はその本部に於いても、始めより同一種族、同一言語のものが住してゐたのではない。極めて正確に言へば、第一期は支那文化が或地方よりだんだん他の地方に拡がつた時代であつて、今の本部といふ地理的限界を基礎とする考は正確と謂ふことはできない。ただ在來のありふれた意味から、二期に分つことがいくらか便宜であるといふまでである。これより第二期までの間に過渡期がある。

第一過渡期 後漢の後半より西晋まで

この間は支那文化の外部發展がしばらく停止した時代と謂つてよい。

第二期 五胡十六國より唐の中世まで……中世

この時代はどちらかといへば、外部種族の自覚により、其の

勢力が反動的に支那の内部に及んだ時代である。これより第二過渡期が生ずる。

第二過渡期 唐より五代まで

その外部より来れる勢力が支那に於いて頂点に達する時代である。

第三期 宋元時代……………近世前期

第四期 明清時代……………近世後期(五、六頁)

このように、内藤は中国史を第一期(上古)・第二期(中世)・第三期(近世前期)・第四期(近世後期)の四期に分け、第一期と第二期の間、第二期と第三期の間にそれぞれ過渡期を設けたのである。

しかしこの区分には戦後同じ京都学派の宇都宮清吉(当時京都帝国大学助教授)から批判が出た(『東洋中世史の領域』、『東光』第二号、一九四七年、同氏著『漢代社会経済史研究』、弘文堂書房、一九五五年、一―一四頁)。宇都宮はまず、「一体、過渡期といふことは、ある一つの個性的な時代から、他の個性的時代へのうつり、行きの時期といふことであらう。だから過渡期の概念には本来完結とか発展とかいふ発想が微かであるが、絶無であるといふことができよう。それはまことに、単なるうつり、行きに過ぎないのである」(傍点宇都宮)といい、内藤が過渡期を設定したことに對して批判している。そして内藤のいう第一過渡期について宇都宮は、内藤が第二期(中世)において発生したとする「外部種族の自覚」は既に第一過渡期でも発生しており、さらに内藤のいう外部発展の「停止」の中には、実は中国文化の内包的発展という事実があったのではないかと指摘する。宇都宮によればこの時期には漢帝国の文化は硬直化し、中国文化に啓発された異民族の侵入によって、六朝時代の新しい発展へと転化し、秦漢時代の政治性に対して、豪族の台頭や郷村の自給自足的莊園経済の成立などに見られるような、自律性の時代をもたらしたという。また第二過渡期について宇都宮は、内藤の

いう中世の延長とすべきであると主張した。その上で宇都宮は具体的に、東洋中世史は、それが全き姿において認識せられるためには、秦漢時代にはじまつて隋唐時代に終る時代をその領域とするものである」と主張するが、宇都宮は「僮約研究」(『名古屋大学文学部論集』五(史学二)、一九五三年、前掲『漢代社会経済史研究』二五六―三七四頁)において、「旧約は、以上長々とこのべたところの結論からいへば、実に中国古代帝国完成期の作品であつた。それは、上家下戸制社会の内部で生まれた作品であつた。そしてまた、3世紀以後の豪族制社会造出のための、長い社会革命進行期の作品であつた、といえると思う」といつており、具体的には「僮約」の著された前一世紀の中頃及びその前後を古代―中世の「社会革命進行期」とした。内藤の過渡期という概念を批判・否定しながら、漢代を古代―中世の「社会革命進行期」――いわば過渡期として扱っている点に論理的な矛盾があり、研究スタンスの一貫性を欠いているが、ともあれこれによって内藤の時代区分の修正が試みられたのである。

そしてこの後には、宮崎が『東洋的近世』(教育タイムス社、一九五〇年)を刊行している。ここにおいて宮崎は、中国を中心とする東洋と、ヨーロッパを中心とする西洋の、それぞれの時代の画期となつた現象をルネッサンスとし、比較史研究の手法を用いつつ、「世界と東洋との交通の外観」・「中国近世の社会経済」・「中国近世の政治」・「東洋近世の国民主義」・「近世の文化」などの章を設け、それぞれにおける中世―近世の変化について並行的に考察した。古代については、中世末期における古代回帰への志向が近世の到来と中世の否定に繋がつたという文脈からこれに言及している。

『東洋に於ける素朴主義の民族と文明主義の社会』が、内藤『新支那論』に触発されつつも、中国を中心とする東洋文明の通史という叙述方法をとつたのに対し、『東洋的近世』はむしろ政治・経済・

文化など各方面における変化を個別に扱い、並行的に中世―近世の変化を把握しようとする側面が強く打ち出されている。その意味で『東洋的近世』は、研究方法が「概括的唐宋時代観」に近いといえ、実際にそちらに依拠した可能性が高い。^(注15)内藤戊申によれば、宮崎のこのアイディアは「東洋のルネッサンス」と西洋のルネッサンス(上)・(下)、『史林』第二五巻第四号、一九四〇年、第二六巻第一号、一九四一年、同氏著『アジア史研究 第二』、東洋史研究会、一九六三年、三三六―三八七頁)に始まるという。^(注16)これは一九三七年の西アジア旅行の経験^(注17)を踏まえた東洋・西洋の比較研究であり、確かに内容としては『東洋的近世』に通ずる部分も多くある。しかし『東洋的近世』が終戦後しばらくしてから刊行されたという点に注目した場合、ここには戦前の価値観の脱色、という目的もあつたと考えられる。『東洋に於ける素朴主義の民族と文明主義の社会』は公刊当時の政治的・社会的情勢が作用したためか、分析の観点や手法を、日本の大陸進出政策を正当化する内容を含む『新支那論』に依拠しているのであるが、むろん戦後のアカデミアにおいてそうした価値観やスタンスを継続することは批判を招くおそれがある(特に古代の後漢において外部民族との対立がなかったことが弾力性の欠如と貴族とを生んでしまったとする部分にそれが反映されていた)。そこでその色が薄かった「概括的唐宋時代観」の手法により強く依拠し、時代区分をし直して払拭したのではないか。しかし宮崎が研究の視点を「概括的唐宋時代観」のそれに依拠したことは、唐宋変革論を補強する効果をもたらしたが、一方で宮崎史学における古代―中世―近世という中国史の全体的な時代区分論自体は、『東洋的近世』においても古代の発見が近世を生んだというように、古代に対する言及はあるものの、相対的にその意義を低下させてしまったともいえる。その場合問題となるのは、前述の宇都宮の区分とも関係するが、あらためて古代―中世の変化期を具体的にどこに

置くかという点であろう。宮崎の『東洋に於ける素朴主義の民族と文明主義の社会』及び『五代宋初の通貨問題』は後漢滅亡前後(三国時代開始時)を古代―中世の変化期とし、宇都宮は漢代を古代―中世の「社会革命進行期」と見た。爾後の京都学派は果たしてどちらをとったのであろうか。

その意味では、『東洋的近世』と同じタイミングで発表された川勝義雄「シナ中世貴族政治の成立について」(『史林』第三三巻第四号、一九五〇年)の意義は大きいといえる。川勝は京都帝国大学を卒業し、戦後京都大学に設立されたばかりの人文科学研究所(一九四九年に東方文化研究所・西洋文化研究所を統合して京都大学に移管)の事務助手をつとめており、「シナ中世貴族政治の成立について」は処女作である。これは中国における貴族階級の成立過程について論じたものであるが、冒頭において川勝は、「中国史上において魏晋南北朝より唐末期に至る所謂中世なる時代の特徴的な現象として貴族政治があげられる」と述べており、魏晋南北朝―唐末期を中世としている。そしてこの後には中世貴族の成立過程として、後漢末期の清流勢力から魏晋貴族が誕生したと指摘するのであるが、いずれにしても川勝は中世を貴族が存在していた時代とらえていることになる。川勝が明言しているわけではないものの、ここでいう中世は宮崎『五代宋初の通貨問題』の時代区分におけるそれとほぼ同じであり、経済史的観点に基づく『五代宋初の通貨問題』の中世という区分にしたがいつつ、これを内藤の『支那論』や「概括的唐宋時代観」、宮崎の『東洋に於ける素朴主義の民族と文明主義の社会』にいわれるような、貴族の時代としたことになり、以後の京都学派の時代区分も、この路線で固められていくこととなる。

第二章 論争の発生

一 前田直典の時代区分

しかしこれと同じ頃の一九四八年に、東京大学経済学部大学院生の前田直典が「東アジアにおける古代の終末」（『歴史』第一巻第四号、鈴木俊・西嶋定生編『中国史の時代区分』、東京大学出版会、一九五七年、三四九～三六七頁、前田直典『元朝史の研究』、東京大学出版会、一九七三年、二〇五～二二一頁）を発表する。前田はまず、イギリスの社会発達がヨーロッパ大陸のそれと平行性をもっているにもかかわらず、日本・朝鮮と中国それぞれの社会発達の進捗に対する理解 古代・中世・近世などの時代区分が当時バラバラになされていたことを問題視する。そして特に宇都宮がその中国史時代区分における中世の全体にわたる特質をあげておらず、内藤の時代史観が曖昧にされていることを批判し、また宮崎『東洋に於ける素朴主義の民族と文明主義の社会』に対しても、古代と中世の相違が曖昧である（「魏晋から六朝での私兵をもつて横行した豪族群を官僚的豪族或は「豪族的官僚」といひ切つてしまふには躊躇する点がある」、「教授のやふに「土地国有制」を中世と古代の分岐点とするのならば、華中では隋代迄、華北では西晋迄は古代的なものが続いたことになりはしないか。更にいへば均田制のもつ「土地国有制」を私は古代的なものだと思ふ」といい、秦漢時代も魏晋南北朝時代も奴隸によって耕作されていた（奴隸と隸農の区別があるとはいいたい）とし、宮崎のいう古代・中世を一つにまとめて古代（豪族たちが大土地所有を行い、その経営を主として奴隸の労働力に依存していた時代）と呼ぶべきであるという。そして「東アジアに於てはシナでは九世紀前後に古代が終末し、朝鮮、日本では

十二・三世紀頃に同様なことがおこつたと考へられる」といい、中国と日本・朝鮮の社会発達の進度については、「シナに対して日本、朝鮮は石器時代の終末には非常な差があり、古代統一国家の形成時には七・八世紀以上もの違ひがあつたのが、古代の終末、中世の開始の時にはそれが三・四世紀の差に縮まり、更に近世の日本とシナでは殆ど平行のレベルになつたのである」と主張した。

さらに前田は、同年の歴史学研究会一九四八年度大会において、「東アジア史の関連性と発展性」と題する講演を行つており、その内容は前田の死後に出版された前掲『元朝史の研究』に収録されている（二二三～二三二頁）。そこでは古代・中世の時代区分に関しては「東アジアにおける古代の終末」と同様の見解を示しつつ、さらに「一条鞭法の施行、外国貿易の進展などから明末即ち、十六世紀頃から近世とみるのがよいのではないかと考へてみます」といい、中世―近世の変化期についてもこのように指摘している。

かくして前田により、中国の「九世紀前後」以前を全て古代とし、その後の中世が到来し、「十六世紀頃」から近世に移行したとする、新しい時代区分が提示されたのである。ただし前田の主張には、例えば内藤『支那論』が中世＝貴族政治の時代、近世＝君主独裁政治の時代としたような、政治方面の考察部分にはほとんど触れられておらず、豪族や奴隸などの社会的勢力のあり方や、土地制度などに見られる、彼らと国家の關係に依拠した主張に重きが置かれ、端的に言えば全体の議論としてはかみ合っていない部分が多い。しかしそれでも、京都学派とは全く異なる時代区分が示されたことの意義は大きいといえよう。

二 西嶋定生と増淵龍夫

そして前田の時代区分を補強したのが西嶋定生である。西嶋は東京帝国大学文学部の出身であり、一九四九年に東京大学文学部助教

授となる。元来西嶋は明清時代の手工業史について研究していたが、この年から秦漢史研究に本格的に移行することとなる。まず西嶋は「中国古代帝国形成の一考察——漢の高祖とその功臣——」

（『歴史学研究』第一四一号、一九四九年、同氏著『中国古代国家と東アジア世界』、東京大学出版会、一九八三年、二三五―二七一頁）を発表する。これは秦の始皇帝による天下統一が「彼の祖宗累世の遺業の帰結」であるのに対し、漢の建国者であり再度天下を統一した高祖劉邦は布衣より身を起こした人物であり、それぞれの身分は全く異なるにもかかわらず、高祖の子孫である武帝と始皇帝、あるいは秦と漢とでそれぞれの性格が類似・共通するのはなぜか、という問題関心から、高祖劉邦の集団の分析を試みた論考である。西嶋は、劉邦の功臣の多くが布衣・賤民出身であり、かつ劉邦の集団に中涓・舎人・卒・客という地位で従属し、これらが平常生活における家内奴隸を意味する名称であり、劉邦と彼ら非血縁者が家内奴隸的結合原理によって統合された生活集団——豪族的集団を基軸として漢帝国が成立したのであり、そしてこの構造は秦帝国と本質的に同一であったと主張する。

また西嶋は「漢代の土地所有制——特に名田と占田について——」（『史学雑誌』第五八編第一号、一九四九年、前掲『中国古代国家と東アジア世界』二七二―三〇一頁）を発表し、秦・漢における豪族の大土地所有の歴史的 성격の開明を試みた。ここにおいて西嶋は、前漢時代の私有地は民田・私田・名田と呼ばれたが、このうちの名田は土地所有の禁止ないしは制限政策と付随してのみ史書にあらわれるため、豪族の大土地所有を指し、より具体的には名籍所載の家長に対してその所有を官より認識せられた土地であり（これは後漢末期以降占田という名称に変わり、元来前漢時代における「占」字は隠度して記載するの意であったが、後漢末期に至ると所有という意味が変わった）、そしてこの名田は三族制すなわち家父長的家族

の完成に伴う土地所有の形態であって、このような土地所有形態の上に作られた家父長的社会集団が秦漢時代の豪族であったと主張する。さらにこれが名田と呼ばれている限り、その豪族的集団が国家権力に服従していることを示すとも西嶋は指摘する。

そして西嶋は歴史学研究会一九五〇年度大会に参加し、「古代国家の権力構造」と題する発表を行ったが（歴史学研究会編『国家権力の諸段階 歴史学研究会一九五〇年度大会報告』、岩波書店、一九五〇年、一―二四頁、前掲『中国古代国家と東アジア世界』三〇二―三三六頁）、その要旨は次の通りである。

古代国家について、「その本質は、奴隸制社会に於いて、奴隸所有者が奴隸支配を秩序づけ、それを保持しようとする権力の構造としてあらわれ」、その奴隸制社会は「この前の社会、すなわち同体的な原始氏族制の社会の崩壊の仕方から出て来るもの」であり、それが中国になかったとするウイットフォードの見解とは異なり、奴隸制社会の古代は中国にも存在していた（前田の時代区分の肯定）。春秋・戦国時代において、鉄製農具の採用と旱地農法の確立に伴う生産力の発展が旧来の氏族共同体を分解し、前掲「漢代の土地所有制」にある通り、家父長的家内奴隸制と、家内奴隸所有者としての同族的結合体としての豪族が形成された（秦漢時代にも小作制はあったが、それは奴隸所有者の権力によって規制されていた）。さらに春秋時代から漸次成立しつつあった郡県制は、家父長的な土地所有者を直接つかむことを目的としたものであり、この郡県制が拡張する過程において中央集権的・官僚的デイスボリズムが成立するに伴い、支配者それ自体の構造が変化する。特に秦において、非血縁者を自由に支配の幹部へ編入することで、卿・大夫的な宗法秩序を排除し、家父長的君主への非血縁者の隷属という形態をとるようになり、豪族の構造と類似していくこととなった。このような秦帝国の構造と、前掲「中国古代帝国形成の一考察」にて解

明したような劉邦集團―漢帝国のそれとは本質的に同じ家父長的家内奴隷所有の形式であった。しかしながら、「秦漢帝国形成における国家が、一面に豪族的な性格をもっている」ということ、そしてまた当時の社会においても豪族が大土地所有を貫徹して行きつつあるということ、この二つの点において、国家と豪族とは同一性格の所有者として、同次元的な存在としてあらわれて来るのであり、このかぎり国家はその当初から根強い矛盾を内在していたのであり、そしてこの矛盾のゆえに、豪族は形態上においては国家の支配下でありながらも、常に国家と対抗的な関係に立たざるを得ず、地方の大豪族を関中に強制的に移住させ、塩鉄を専売したこと、王莽の改革などは国家の豪族弾圧の例である。しかし後漢は豪族の連合政権として誕生し、「ここに国家は一応その奴隷制の特殊な形態に即応する豪族群の支配秩序の権力機関として成立」した。「小農民の共同体的性格の強い遺制であると考えられる地方行政区劃の最末端単位である里」が、「後漢の末から崩壊してゆく」が、六朝（魏晋南北朝）における村の誕生は、「以前の不均等な生産力の展開が均等化してゆく過程の現象」であり、これによって「豪族はその形態における大土地所有の基盤を喪失」し、国家権力は曹操の屯田政策、西晋武帝の戸調式、北魏孝文帝の均田法のようにこれを新しく編成し、残存した豪族は再編成された土地制度の中に自己の保存をはかるようになり、そこに律令国家の機構としての均田制が形成されていく。

元来我が国の先秦・秦漢史学界においては、例えば宮崎がこの時代の中国都市について、古代ギリシア・ローマの都市国家と本質的に同じものと見^(注16)、また貝塚茂樹も、フュステル・ド・クラランジュ『古代都市』の古代ギリシア・ローマ社会観をそのまま当時の中国社会にあてはめて理解を試みていたように^(注17)、古代ギリシア・ローマ史研究の視点をそのまま適用する傾向があったが、ここにおける西

嶋の見解もその点は共通しており、特に西嶋の場合、「原始氏族制の社会の崩壊」やその結果としての奴隷制社会の誕生などからうかがえるように、エンゲルス『家族・私有財産・国家の起源』の古代ギリシア・ローマ社会観をベースにしており^(注18)、ウィットフォードを批判しながらも、前田により創出された時代区分がマルクス・エンゲルスの唯物史観によって本格的に強化され、歴史学研究会派（歴史派）は実質的にここから誕生する。しかし西嶋の説には以後多くの批判が寄せられることとなり^(注19)、そのうちの代表的な批判者が増淵龍夫である。増淵は東京商科大学を卒業し、その後東京産業大学東亜経済研究所参事、東京商科大学副手、同経済研究所研究員・助教を歴任し、一九五〇年に一橋大学経済学部助教となる。増淵は元来西洋史学者であり、戦前においてはヨーロッパ経済史を専門としていたが、終戦後の一九四七年に「現代中国史学界における古史研究の問題傾向」（『一橋論叢』第一七卷第三、四号）を発表してより、中国史研究を本格的に開始するようになる。

そして増淵は一九五一年に「漢代における民間秩序の構造と任侠的習俗」（『一橋論叢』第二六卷第五号、同氏著『中国古代の社会と国家』、弘文堂、一九六〇年、四九―九四頁、同氏著『新版中国古代の社会と文化』、岩波書店、一九九六年、七七―一八頁）を発表した。ここにおいて増淵はまず、春秋時代中期に血縁的紐帯によって支えられた卿・大夫の世族勢力・貴族的氏族社会が分解して浮動的な士階層が生まれ、それが出処の極めて多元的な游民層と合流して新しい游民層を形成し、食客を擁した四公子に代表されるような、習俗化した任侠的紐帯――任侠的習俗やそれに基づく相互の人的結合関係を生み出したと指摘する。そしてこうした任侠的習俗は、劉邦集團を形成する主要因となり、また前漢が建国され、郡県制のような「パトリモニアル（家産制的）」な官僚行政組織を整備するに伴い、こうした「パトリアルカール（家父長制的）」な任侠的習

俗に基づく結合関係は、公権的機構の中に吸収されていくが、漢代の民間秩序においてこの関係は存続し、当時の公権力は任侠的習俗に基づいて游民を擁して成長した民間の土豪・豪侠の土着勢力を利用することでその浸透をはかり、逆に公権力が弱体化すると、後漢末期の群雄のように彼らは再び蜂起したと増淵は主張する。そして行論において前掲西嶋「中国古代帝国形成の一考察」にも触れており、

劉邦の下に属したこれら游民が所謂「擬制家族的」な隷属関係にあつたと云う氏の把握は正しい。然し、その様なパトリアルカールな隷属関係を家内奴隷制と云う普遍的な概念で一義的にとらえる前に、その様な関係の内面に立入つて、拳兵以前からの劉邦と個々の游民との具体的関係を追求して行くとき、その様な隷属関係を内面でさゝえる個有なジツテ、あの任侠的習俗が、そこでも同じく作用していたことに、私達は気付いて来るのである。

と指摘している。

さらに増淵は「漢代における国家秩序の構造と官僚」(『一橋論叢』第二八巻第四号、一九五二年、前掲『中国古代の社会と国家』二二二～二六四頁、前掲『新版 中国古代の社会と文化』二六六～二九五頁)を発表し、「漢代における民間秩序の構造と任侠的習俗」の補強を行った。ここでは任侠的習俗のような人的結合関係が漢代の官僚機構においてどのような変遷をたどったかの把握を試みたのであるが、増淵は前漢武帝期の酷吏九人のうち八人が御史出身であったことを指摘し、御史の制度に関しては、「この様な全官僚機構の監察統御をば、天子が自己の手中ににぎらんとする独裁的権力体系の中核を意味するものであり」、「天子の専制的権力を一方的に支持し強化する全くの手足としての新官僚」である彼ら酷吏を「全官僚組織の中核たらしめて行つた」といい、武帝は彼らを利用して

高祖劉邦を權威とし、彼に対するパーソナルな任侠的規範意識に基づく伝統主義の姿勢をとる旧官僚を押さえ込み、それが武帝没後の内朝の外朝に対する優位とそれに伴う党争の激化や外戚の台頭を招いたと主張する。「戦国官僚制の一性格——郎官と舍人——」(『社会経済史学』第二一卷第三号、一九五五年、「戦国官僚制の一性格」、前掲『中国古代の社会と国家』一八七～二二二頁、前掲『新版 中国古代の社会と文化』二二五～二六五頁)では再び西嶋説の検証を試みた。実はこれ以前に守屋美都雄「漢の高祖集団の性格について」(『歴史学研究』第一五八号、一九五二年、同氏著『中国古代の家族と国家』、東洋史研究会、一九六八年、一三九～一九〇頁)が西嶋「中国古代帝国形成の一考察」を批判しており、ここで守屋は、劉邦集団における血縁集団の力は高く評価することはできず、また西嶋が論拠とした中涓・舎人・卒・客は必ずしも生活集団構成分子や家内奴隷的存在ではなく、これらが豪族の構造に連なるものではないと主張した。増淵はこれをうけ、特に劉邦が関中に入る際、その中涓・舎人が「郎」または「郎吏」関係の官職に切り替えられた者が比較的多いことを指摘し、前漢の郎はその実質において官官(近従の家臣)であり、主要な高級官僚はこのような性格の郎から遷任され、中央の諸官署の官職はこの官官から演化した形跡が読み取れるとまず主張した。そして次に戦国時代における中涓・舎人・庶子が、秦漢時代における郎官に相当し、ともに家の私属の職制であっても家内奴隷ではないと主張し、さらに君主と郎吏官僚とは漢初までは「徳」的要因によって内面的紐帯を形成しながら、やがてそれが法家のいうような「術」的要因に比重を移していったと指摘する。このように増淵は、劉邦集団内部の紐帯は家内奴隷的結合原理ではなく、「徳」的要因や任侠的習俗であったとして、西嶋を批判したのである。

西嶋はこの他山梨大学の濱口重国「中国史上の古代社会問題に関

する覚書』（『山梨大学学芸学部研究報告』第四号、一九五三年、同氏著『唐王朝の賤人制度』、東洋史研究会、一九六六年、五四九～五七四頁）からも批判をうけている。濱口は前田と西嶋それぞれの研究を紹介しつつ、次のように述べている。

……然し西嶋氏も、恐らく原始共同体以後の中国社会の特質として、家父長制的専制主義を考へて居られるのであらうが、さうだとすれば、中唐以前を古代社会と規定し、中唐以後を封建社会と規定する場合、先の秋沢説に加へたのと同じ批判、則ち小作人を引き合ひに出すことは余り必要でない、といふことが言へるのであらう。又このやうに小作人を引き合ひに出すと、必然的に中唐以前の小作人と中唐以後の小作人とを区別せざるを得ぬ破目に陥るが、実証的によりの点が違ふと言はれるのであらうか。否両者の質的相違を強調すれば、中国社会の特質たる家父長制的専制主義そのものを否定する結果になりはせぬであらうか。又大土地所有上の奴隸や小作人に目をつけて論ずるのはよいとしても、奴隸や小作人が比較的多かった時代と雖も、彼等より常に大きな存在であつた一般庶民層のことを、余りに度外視してはゐないであらうか。私は前田・西嶋両氏の論考を通して、かうした疑問を持つたのである。

文中の「秋沢説」とは秋沢修二『支那社会構成』（白楊社、一九三九年）を指し、秋沢はここにおいて、「我々は、支那デスポティスムスの歴史的な二段階——すなはち、奴隸制を基礎としたデスポティスムスと封建制を基礎としたデスポティスムスとの二段階——を区別することが出来る。第一のものは、家父長制的奴隸制的デスポティスムスであり、第二のものは家父長制的封建制的デスポティスムスである。そして、前者は大體春秋・戦国時代（周代全体を含めてもいゝ）および秦漢時代の支那社会に該当し、後者は大體唐代から清代末に至るまでの支那社会に該当する。また、所謂均田制時

代の支那社会は、この両者の特殊な中間形態＝過渡形態を意味してゐる」（五四頁、傍点秋沢）とし、その区切りの根拠として、「支那における封建制社会は、均田制の崩壊とともにあらはれたものである。均田制の崩壊は、封建的農奴制的土地所有者の発展によつて起つたものであり、そして、この封建的農奴制的土地所有者は完全なる形態において、はなかつたがすでに南朝においてその成長が見られたところのものである。均田制崩壊後の大土地所有においては、奴隸制も行ははしたが、しかしそれはもはや決定的な生産様式ではなくなつてゐる。均田制崩壊後の唐・宋時代においては、主として官営工業において使役された官有奴隸を除けば、全体として奴隸所有は著しく衰へ、とくに宋代においては、この官有奴隸でさへ、唐代に比して著しく減少しているのである」（二二九頁）と主張する。時代区分自体は「春秋・戦国時代（周代全体を含めてもいゝ）および秦漢時代の支那社会」と「大體唐代から清代末に至るまでの支那社会」とし、前田や西嶋の見解とは異にしており、区分の根拠を「家父長制的奴隸制的デスポティスムス」・「家父長制的封建制的デスポティスムス」としている点は類似している。しかし濱口は、秋沢・西嶋が区分の根拠とする小作人の相違を実証することが可能かどうかと疑問を提起する。秋沢・西嶋は歴研派のいう古代における奴隸制・封建制の不完全な発展を指摘していたが、その実証可能性について疑問を呈したのであり、さらに「否両者の質的相違を強調すれば、中国社会の特質たる家父長制的専制主義そのものを否定する結果になりはせぬであらうか」と指摘する。加えて濱口は、「又大土地所有上の奴隸や小作人に目をつけて論ずるのはよいとしても、奴隸や小作人が比較的多かった時代と雖も、彼等より常に大きな一般庶民のことを、余りに度外視してはいないであらうか」と述べ、人口としては一般庶民が奴隸や小作人よりも多いものと想定している。これらの批判をうけて、西嶋は『中国古代帝国の形成と構造』（東

京大出版会、一九六一年）を刊行する。まずその序章「中国古代社会の構造的特質に関する問題点」（一～五四）において、自身のそれまでの説（西嶋旧説）に対する批判の妥当性を認めてこれを撤回した。しかし特に前掲濱口の研究については、「単に拙稿に対する批判のみではなく、かつての前田直典氏の新時代区分論を一面で認めながらも、視角を変えて別な見解を提示したものと見ることが出来る」として、前田の時代区分における古代の根拠を濱口の主張に差し替えてあらためてこれを正当化した。そして「秦漢帝国の形成とは、氏族制を克服して出現した専制君主制と、それによる個別的人身的な人民支配とを基本的な構造とする統一帝国の形成ということであり、このことの解明はこの二つの性格をそれぞれ分離して個別に理解することによるのではなく、両者をもとに相互媒介的な同一現象として把握することによってなされるべきである」といい、氏族制の克服という旧説の主張内容を温存しつつも、専制君主による個別的人身的支配が秦漢帝国の基本構造であったと主張し、その具体相を説明するために、二十等爵の研究に取り組んだ。その上で西嶋はまず漢代の賜爵について、「有爵者の特権とは個別的に規定されているものではなくて、まず賜爵によって身分が規定され、社会生活において実現されるその身分の具体的な表現がいわゆる有爵者の特権とされるべきものである、と考えられた」（五七八～五七九頁）と主張する。そして漢代の人為的行政区劃である「里」においては、元来の郷党の秩序である齒位（郷飲酒礼などにより確認される）と、爵位がもたらす朝廷の秩序とが並存しており、「この爵位が里の秩序となるためには一方では爵位と齒位とが共通した性格をもつものであることが必要であり、他方ではもはや里の秩序が齒位のみでは形成されなくなってきたということが必要であった」（五八一頁）とし、爵とはもとの行礼の酒具であり、二十等爵は五等爵と同じく本質的には伝統的性格を有するものであったため、賜爵によって里の

秩序を形成することができ、「このことがすなわち国家秩序を形成するのであり、これによって上は皇帝より下は編戸の民までが同一の爵制的秩序に編成されるものであるということが推論され、それゆえに天子もまた爵位であるとされる意味が了解されたのであった。そしてこのような国家秩序と合致する爵制的秩序こそ、皇帝による個別的人身的支配の成立する場であり、その支配の性格やあるいはまた皇帝権の性格もこの秩序構造の性格によって規定されるものであって、通常考えられていることと秦漢帝国の皇帝を一方的な専制君主であるとする理解の正しくないことを指摘したのである」（五八一頁）という。これによっていわゆる西嶋新説が提示されたのであるが、それは旧説に対する批判を踏まえて提起されたものでありつつ、時代区分との関係は希薄になっている。

これに対して増淵は『所謂東洋的専制主義と共同体』（『一橋論叢』第四七巻第三号、一九六二年、前掲『新版中国古代の社会と文化』四四～七五頁）を発表した。これはウィットフォーゲル（アジア経済研究所訳）『東洋的専制主義全体主義権力の比較研究』（論争社、一九六一年）の紹介を導入として、東洋的専制主義（Oriental Despotism）について論じたものであるが、まず戦後日本・中国における中国史研究の傾向について、次のように述べている。

戦後における停滞性理論克服の試みは、日・中西国の学界においてともに、定式化された史的唯物論のあの普遍的な発展段階概念をもって、奴隸制、封建制、資本制の分期を、中国史の中で明らかにしようとする形をとって行われた。しかしながら、たびたび別の機会でものべて来たように、ギリシャ・ローマや西洋中世の史実からの高度の抽象によって構成された、あの奴隸制、封建制という史的唯物論の定式化された概念をもって、中国史の各時期の中から、単に部分的な形態の類似だけを安易にさがし求める、という仕方をつづけて行く限り、実りある成

果を期待することは無理であった。

歴史派に対する手厳しい批判であるが、その上で前掲西嶋『中国古
代帝国の形成と構造』に言及する。増淵はこれを「きわめて重要な
着眼として高く評価しなければならぬ」と賞賛しつつも、あらた
めて里の秩序が爵制によって他律的に規制されたとする西嶋の解釈
を批判する。増淵は西嶋が里共同体の自律的秩序機能の喪失を前提
として想定し、賜爵を通じての国家権力による他律的な秩序形成と
解釈したのは、官製里共同体の一方的な国家隷属を主張するのと同
一の結果をもたらし、「動きのとれない構造論におち入」ったと主
張し、「氏が拒否したはずの、あの「東洋的専制主義」概念におけ
る共同体の位置付けを更に展開した形と、結果において類似したこ
とになるのではなからうか」と疑問を投げかけた。そして、「里の
自律的秩序機能喪失の前提の下に、賜爵を通じての国家権力による
他律的秩序形成という構想によって落入らざるを得なくなった、動
きのとれない構造論を脱却する道は、何よりもまず、里の自律的秩
序機能喪失という大前提の再検討の外にはない」といい、「そこでは、
爵制的秩序論では疎外された、民間の土豪・豪族を現実の国家秩序
の中にどう位置づけるか、ということが改めて問題となってくる。
すべてを国家権力による他律的形成と解する視野においてではな
く、そこに内包される特殊具体的な自律的秩序に視点をおくときは、
はじめて、主体的理解が可能になってくるのではなからうか」と主
張する。そして『隸釈』巻五所収「巴郡太守張納碑」巻九所収「楊
君碑」や『華陽国志』に基づき、郡県の掾史が土豪・豪族によって
占められていることや、後漢時代において功曹の掾史任用に郷里の
輿論の共同体的規制があったことを指摘し、郷里のもつ共同体的性
格をあらためて強調した。西嶋新説は里共同体の自律性を完全に否
定しているわけではなく、不完全ながら兩位という里共同体の自律
性を認めているので、増淵がこれを官製里共同体の一方的な国家隷

属を主張するのと同じとまで解釈したのは過剰に思われるが――
「個別人身的支配」という用語のインパクトに影響されすぎた
か――、いずれにしても増淵は西嶋よりも漢代における共同体の自
律性と自立性を強調したのである。

このように、西嶋は当初旧説において前田の時代区分論の補強を
試み、増淵らの批判をうけ、あらためて新説を提示したが、それも
増淵の批判を被ることとなったのである。西嶋の、特に旧説は前述
の通りマルクス・エンゲルスの唯物史観に立脚していたが、一方の
増淵は「パトリモニアール」という用語の使用に象徴されるように、
全体的にウェーバーの歴史観や官僚制観に依拠していたと見られる
のであり、それぞれののつとったヨーロッパ人研究者の学説の相違
が論争の一面の本質であったという解釈が可能であるかもしれない。
そして西嶋と増淵の間に展開された論争自体は時代区分ではな
く、先秦・秦漢史の理解をめぐるものであったが、しかしこの論争
は以後の時代区分論に大きな影響を与えることとなるのである。

三 堀敏一の研究

西嶋が論争を展開し、そして研究を進めていたのとはほぼ同時期に
活動していた歴史派の論者として堀敏一があげられる（東京大学東
洋文化研究所助手、後に明治大学文学部専任講師・助教授・教授）。
堀は既に前述の歴史学研究会一九五〇年度大会にて「中国における
封建国家の形態」と題する発表を行っている（前掲『国家権力の諸
段階』五九―六七頁）。堀はここにおいて前田「東アジアにおける
古代の終末」の時代区分を肯定し、宋代において発生した佃戸制が、
必然的に集権制を要求し、一端分裂した国家（五代十国時代）が再
び統一されて、さらにそれが強固になっていき、その際に京都学派
のいう貴族階級が没落して新しい読書人が出てくるため、唐と宋の
間に生産関係の変化があり、そして前田のいう中世において、地主

と農民の相互の依存性というものが、国家権力に対する依存としてあらわれたと見なしている。そしてさかのぼって中国の（前田の区分における）古代社会について論じたが、これはヨーロッパとは異なっても急激な変動をうけず、中国の胎内で徐々に変化し、いつまでたっても没落しない長い歴史をもち、その最後の段階が均田制であると堀は主張した。より具体的には、「秦・漢の王朝の基盤として、共同体的な村落社会につつまれている小農民層と、その崩壊の上に成立つ奴隷制的な豪族の対立がある」り、「そこで漢代を通じて地方の豪族がますます擡頭してくると、村落社会が破壊されてしまつて王朝の基盤がゆるぎ出し、豪族同士の対抗、豪族と王朝との対立が政治上に現われ」、「遂には漢朝の滅亡、三国・魏・晋の分裂というような状態になり」、「こういつた危機をのりこえるために、均田制というものが出」てくると説明する。最後の均田制の段階では、豪族などの支配階級は官僚化し、「全く国家に寄生する貴族になってしまふ一方、農民は国家と直接対立して相当高い独立性をもっている」が、生産力の高まりにより地方に新たな土地所有制として佃戸制が成長すると堀は見なしている。唐代から宋代に至るまでの変遷については、唐では安史の乱により従来の社会関係から投げ出された農民が次第に増加して反乱を頻発させ、次第に成長してきた地主層・商人層を後半に巻き込んで、彼らが農民の反乱を指導するようになり、古代権力を打倒するようになっていき、旧来の貴族名門が没落するとし、地方の地主階級は社会秩序の維持をはかろうとして、集権的な国家権力に頼るようになり、宋以後の官僚制への道を進むようになると堀は主張する。

以後の堀は、主として二つの方向から研究を進めていくこととなる。第一に唐代末期の藩鎮・社会史研究である。「唐末の変革と農民層の分解」（『歴史評論』第八八号、一九五七年、「唐末の変革と農民層分解の本質」、同氏著『中国古代史の視点』私の中国史学

（一）』、汲古書院、一九九四年、一〇五―一二六頁）はその代表作である。唐代中期の均田制の動揺は、土地を捨てて他郷に流れる逃戸・客戸の発生によるが、その結果としての両税法の施行について、堀は「かかる事態に対応し大土地所有を容認しつつ、ふたたび国家権力の浸透による農民の把握をはかったものであつて、そのいみでは律令制的精神をうけついたのである」と解釈する。両税法と、塩の専売の施行によつて、大土地所有が進行し、商業資本が発達する一方で、貧窮・破産農民を多数発生させた。また地方の藩鎮（特に河朔三鎮）においては徒党化と在地化という現象が発生し、在地勢力が藩鎮内部に進出して、主として給与をめぐつて藩鎮に対する兵士の反乱が相次いだ。この段階では唐朝に直接的な打撃を与える勢力は出現してはいなかった。結果的に唐朝に致命的な打撃を与えたのは黄巢の乱であり、彼は生業を失い社会的地位を剥奪された「亡命」を集め、彼らを個人的な信義関係によつて固く結びつけあひは庇護したが、その勢力について堀は、

その構造は、家父長的結合を中核とする私的な保護関係にあるといえよう。かかる関係は唐朝の律令制的・人心的支配の崩壊のなかから、これに対立するものとして発展してきたものであるが、他面それはなお、秦漢以来の家父長的関係の「ふるさ」を、何ら克服するものではなかつたのである。

と指摘する。黄巢の乱は貴族層を没落させることには成功したが、唐朝的デスポティズムを再現しただけで没落した。そしてこの後の展開について、堀は次のように指摘する。

黄巢の乱には多数の農民が結集していったが、叛乱の成果をつかみとつたのは各地の在地勢力であつた。黄巢が長安に入る前後より、唐朝に結びつけられていた藩鎮の解体がはじまり、続々各地で兵士や土豪らが、唐朝任命の貴族的藩帥を拒否して、在地の実権を握るようになったのである。もちろん上のような変

革の過程からすると、ここに「ふるさ」の残ることは免れないところであろう。藩鎮体制は否定されないどころか、むしろ重要な役割を果たしたと思われる。それはこれらの在地勢力が、やはり生産をはなれた膨大な民衆のなから私兵集団を構成し、旧来の藩鎮機構を占拠したのだからである。かかる私兵集団をつらぬくものは家父長制的・人身的隷属関係であり、かかる関係をささえるものとして、中央から地方にいたる藩鎮的公権力は否定されないのだと思う。これがいわゆる五代の「武人政治」であって、唐代の貴族政治とも、宋代の強力な独裁政治とも異なる過渡的な政治体制であり、私兵集団を構成したさまざまな階層出身者が政治の表面に進出して、貴族段階は完全に滅び去ってしまうのである。

最終的な勝者は在地勢力であり、また彼らが結成する私兵集団とは「家父長的・人身的隷属関係」によって貫かれ、五代から宋代にかけて政治の舞台に進出し、結果として貴族階層は滅亡すると主張するのである。西税法の施行はあくまで「律令制的精神」を継承したものであり（つまりこの時点では抜本的な変化はなく）、また唐代末期から宋代にかけての在地勢力の台頭を強調することで、安史の乱ではなく唐代末期／宋代に時代の区切りを置くのであり、またこの時代における黄巢と「亡命」、あるいは在地勢力と私兵集団を結びつける要素として「秦漢以来」の「家父長的・人身的隷属関係」をあげているのは、いうまでもなく西嶋（旧説）・増淵の研究をうけているのであり、当然ここにおける堀の主張はこれ以前の時代を古代とする歴史派の説を補強する内容となっている。

第二に均田制研究であり、その代表作として「均田制の成立（上）」（下）（『東洋史研究』第二四巻第一号、一九六五年、第二四巻第二号、一九六五年）をあげておく。これは徒民政政策や計口受田制など、五胡十六国・北魏の土地・民衆支配の実態を把握し、その上で

均田制の詳細や意義について論じたものである。（ここにおいて堀は、均田制は太和八年（四八四）に開始する俸禄制や太和一〇年（四九〇）に施行される三長制と密接に関わっており、共同的側面と地主制的側面という矛盾をもちつつ台頭した豪族勢力に対し、三長制と均田制とは打撃を与えつつもその没落まで招来するには至らず、彼らは三長制と均田制を基礎とする官僚体制の中で支配階級としての地位を保ち続けたと主張する。前述の通り、前田は均田制を古代的「土地国有制」と見なし、西嶋は旧説において均田制を豪族が手放した土地の国家権力による再編成とし、豪族はその均田制の中に自己の保存をはかるようになったと主張した。そして堀自身は前掲「中国における封建国家の形態」において均田制のもとでの豪族などの支配階級の官僚化と貴族化（国家に依存する）、及び農民の国家に対する高い自立性を指摘していたが、「均田制の成立」では豪族が三長制や均田制により打撃をうけたとしながらも、（相互に矛盾すると指摘しつつ）その共同体側面や地主制的側面を認めるなど、一部修正が加えられ、さらに均田制を「漢帝国崩壊後のあたらしい情勢のなかで、個別人身的支配を再編制したもの」とした。これは西嶋新説の「個別人身的支配」という概念を均田制に導入したものと見なしうる。既に述べたように、西嶋新説は旧説に比して時代区分との関係を希薄化させていたのではあるが、堀の試みは西嶋新説の視点を均田制研究に適用することで、秦漢／北朝の等質性をあらためて強調する結果をもたらすこととなったのであり、歴史派のいう古代の区分根拠を新たに追加したと見ることもできる。

堀の以上二方面の研究は、歴史学研究会一九五〇年度大会における発表内容をそれぞれ深化させるものであった。これらの研究は表面上は必ずしも時代区分を目的としたものではなくなっているものの、西嶋の研究を頻繁に引用していることから、実態として歴史派の時代区分の補強の効果があつたのは間違いないであろう。

四 谷川道雄の共同体論

戦後におけるこうした研究・論争の土台の上に、新たに共同体論を創出したのが谷川道雄である。谷川は京都帝国大学文学部・京都大学大学院出身であり、川勝の後輩にあたるが、初期はむしろ歴史派に属していた。しかしながら自身の唐代史に関する実証研究^(注24)の行き詰まり、隋唐帝国とはどういう国家権力であろうかという疑問とマルクス主義的国家論との齟齬の認識などを契機として、階級闘争史観からの脱却の必要性を実感し、やがて歴史派と袂を分かつこととなり、以後は京都学派の研究者として活動することとなる^(注25)。

そして一九六一年に、いわゆる谷川共同体論の嚆矢となる論文「一東洋史研究者における現実と学問」(『新しい歴史学のために』第六八号、同氏著『中国中世社会と共同体』、国書刊行会、一九七六年、一一九―一三五頁)を発表する。谷川はここにおいて西嶋に対する批判を行う。前述の通り、堀は「秦漢以来」の「家長的・人身的隷属関係」——堀はこれを「ふるさ」と表現する——が唐代末期にも継続していたと主張するのであるが、谷川はそれが西嶋(旧説)・増淵の研究にのっとったものであることを指摘しつつ、特にこのうち西嶋について、

西嶋氏が家長的・家内奴隷制及びその外延における小作制を漢代豪族の物質的基礎として把握したのは、生産力の不均等発展にもとづく共同体遺制の残存ということが前提になっている。

ここでは共同体は一義的にたちおくれたものとして把握されているのであるが、それはまた、市民共同体を破壊しつつ成立した古典古代の労働奴隷制との比較が念頭にあるとみてもよいであろう。西嶋氏の本来の意図は、停滞性理論に反対すると同時に、古典古代の発展法則のみを普遍的法則として図式化する傾向をいましめ、古典古代的奴隷制と並んで中国型奴隷制ともいうべきものが存在したことを主張するものにあつたのだが、結

果としてはやはり「アジア的変種」説におちこむことになつたのではないだろうか。

と批判する。古典古代——もちろん古代ギリシア・ローマを指す——の共同体・奴隷制理解を中国史にも当てはめた結果、「アジア的変種」説と同様の結論に至ってしまったのではないかとっており、この点増淵の西嶋ら歴史派に対する批判と類似する。かく西嶋を批判した後、谷川は独自の共同体観を提示する。

わたくしがここでいう共同体とは、共同体遺制ではなく、新たに再編された村落共同体である。中国史における自立小農民体制の強固さは、氏族共同体の分解の仕方と関連をもっているのではないかと考えられる。共同体の分解には、成員の一部分が脱落し、あるいは征服その他によって完全に破壊しつくされるところのように、いわば体制外に向つて行われる場合もあるが、その体制の内部で個々の家族が自立をとげていきつつ新たな結合を生み出す場合がある。前者は奴隷等々の「私属」を生産するが、前者は小農民を一般的とする村落共同体に帰結する。もちろん大土地所有者もその成員であるが、「私属」は成員権を有しない。したがつてこのような共同体はそのうちに階級関係を含んで成立する。

西嶋は旧説において氏族共同体の崩壊によつて奴隷制社会が誕生したと解釈しており——だからこそ「共同体遺制」と表現した——、谷川は氏族共同体の崩壊の部分についてのみその可能性を一応認めるのであるが、他方で氏族共同体の崩壊から村落共同体への再編という別の可能性も提示したのであり、かつ村落共同体の内部における階級関係の存在を認めたのである。そして村落共同体の内部については、次のようにも主張している。

村落共同体は、そのなかに大土地所有者と小農民との階層関係を含んでいるだけでなく、共同体そのものが私有と共有との統

一物である。この矛盾は当然ある特定の個人ないし家族を首長として選び出す。ここに官僚制発生の端緒がある。官僚制は共同体によって生みだされ、その発達の過程においてそこから遊離し、結局は共同体に対立する。王朝が共同体社会とするべく対立するとき、宦官・恩倖・寒門等々を君主権の爪牙として任用するのは、このことと関係があるようにおもわれる。しかし官僚の主たる供給地は、それぞれの地域である。地域が官僚を選びだすさいの資格としては、武力・財力等々よりも政治的・文化的能力が一層強く要求され、このような形で官僚的貴族が成立する。大土地所有者が共同体の首長ないし官僚として選出されることは、現実には大いにありうることであるが、それは直接に彼の財力によってでなく、その政治的・文化的能力が共同体あるいは国家の運営に必須なものと考えられた結果である。大土地所有者が共同体・国家の運営に従事することで、その運営そのものがかれの蓄財に有利なように方向づけられることもある。また首長や官僚としての権限が貧士を富者に変えた例も数限りなく存在する。このように、共同体と大土地所有との連関の結び目はさまざまな形態をとるが、これは要するに、共同体そのものが私的土地所有者の結合体であるところに根ざすものである。しかしながら大土地所有の発展が共同体結合じたいを破壊するところにまで進行すれば当然両者の矛盾が爆発点に達するのであって、国家的規模においては民衆反乱をみちびきだすわけである。

ここにおいて谷川は、村落共同体内部の階級関係における、上位の、指導的な階級として大土地所有者を想定し、彼らが共同体の首長として選ばれることで、同時に官僚となり、それが官僚制の端緒であったと見る。むしろこの官僚と共同体とは場合によっては対立することもありうるが、原則として彼ら官僚は共同体より選出される

のであり、その条件として「政治的・文化的能力」を谷川は想定する。そしてこの「政治的・文化的能力」によって共同体の首長として選ばれるのが、「官僚的貴族」であったと谷川は見るのである。谷川は共同体の首長である官僚や「官僚的貴族」の出身母体を大土地所有者と見なしながらも、その経済力を首長・官僚たる根拠とするのではなく、あくまでそれは「政治的・文化的能力」であったと見る点に谷川の特徴がある。谷川のこうした見解は、前掲「所謂東洋的専制主義と共同体」において増淵の支持をえることとなる。^(注28)そしてこの後谷川は「中国史研究の新しい課題——封建制の再評価問題にふれて——」（『日本史研究』第九四号、一九六七年、前掲『中国中世社会と共同体』一七四―一七七頁）を発表し、「一東洋史研究者における現実と学問」の所説を内藤説と結びつけ、貴族の郷党（郷村）との結びつきや道徳主義・教養主義について再度言及した。

一九七〇年に刊行された中国中世研究会編『中国中世史研究』（東海大学出版会）では、谷川は二つの論考を発表している。第一に「中国中世史研究における立場と方法」（三―一六頁、川勝義雄『中国人の歴史意識』、平凡社、一九八六年、二五三―二六九頁）であり、これは川勝との連名によるものであるが、文責は川勝にあるという。ここで川勝・谷川は中国史における中世とはいつか、という問題に本格的に取り組み、「六朝隋唐期」を中世とした。そしてこの中世における中国史を動かしてきた主体的要因として、新たに「豪族共同体」を提唱した。ここで川勝・谷川は、氏族共同体の崩壊から秦漢の古代帝国が形成されるとし、さらに古代帝国としての漢帝国の基盤は、人生経験を豊富にもつ年長者としての「父老」を中心とする「里共同体」であったが、その自己発展による矛盾の超克としてあらわれたのが「豪族共同体」であり、この「豪族共同体」こそが中世を形成したと主張する。この「豪族共同体」の詳細については次のように説明されている。

「豪族共同体」は「里共同体」内部の矛盾、つまりその発展のなかから生まれる階級分化と、共同体原理との激しい衝突を超越するものとして再編されてくる新しい共同体である。それは、自立小農民のかなりフラットな関係を主とする「里共同体」のなかから、大土地所有者と小農民との鋭い階級対立をのりこえて再編された共同体であるために、その二つの原理の矛盾から、当然ある個人または家族を首長として選びますが、その際、首長の資格としては、単に武力・財力などのあらわな力ではなく、むしろ共同体の原理をふまえた政治的・文化的能力が一そう強く要求される。ここに郷村の「望」としての豪族が成立する根拠があると同時に、それが官僚的性格をもつ貴族に成長してゆくゆえんでもあるだろう。宋代以後の官僚とは違って、我々のいう「中世」では、官僚としての貴族が強い自律性をもちうるゆえんも、またここから説明がつくように思われる。

ここで説明されている「豪族共同体」の内実は、いうまでもなく谷川という村落共同体をより詳細に説明したものとなっているが、「一東洋史研究者における現実と学問」が氏族共同体が崩壊した後に直接村落共同体に再編されたものに対し、ここではまず氏族共同体の崩壊後に「里共同体」が生じ、さらにそれが「豪族共同体」となる、というように、氏族共同体と「豪族共同体」の間に新たに「里共同体」が挿入されている。

第二に「北朝貴族の生活倫理」(二七二―三〇三頁、前掲『中国中世社会と共同体』二〇一―二三四頁)である。こちらは谷川の単著であるが、前掲「一東洋史研究者における現実と学問」・「中国史研究の新しい課題」における、貴族の「政治的・文化的能力」についての実証を試みたものである。ここにおいて谷川は、主として北魏末期の楊椿の「誡子書」や累世同居などをとりあげ、北朝貴族の倫理について分析し、貴族階級の存立基盤はその倫理に基づいた郷

党に対する精神的支配関係の中であり、大土地所有者であるか否かは貴族の本質とは直接の関わりはなかったと主張する。やはりここでも、あくまで貴族を「政治的・文化的能力」をもち郷党(「豪族共同体」と同一のもの)と見なしているか)と結びついた存在と谷川は見ているのである。

また堀の均田制研究に対しては「均田制の理念と大土地所有」(『東洋史研究』第二五巻第四号、一九六七年、前掲『中国中世社会と共同体』二五六―二八〇頁)を発表した。谷川は、当時の豪族勢力が共同体的側面と地主制的側面という矛盾した両側面を有していたとする堀の見解に対し、士大夫的世界においてはこの両側面はむしろ統一しており、大土地所有は士大夫のモラルに貫かれている限り、郷党社会の秩序を乱すものではなく、むしろそれを組織づけるものである(地主制が小農民の共同体秩序を侵害してくるのは、それが士大夫のモラルを放棄した場合である)とし、均田制を士大夫的農本主義理念の政策化であり体制化と見た。既に述べたように、堀の均田制研究は歴研派の時代区分論を補強する効果を有していたが、谷川がかく主張することで、歴研派の時代区分論の論拠を一部否定することが試みられたのである。

このように、谷川の研究は主として西嶋やその説を継承する堀に対する批判を行いつつ進められたのであり、基本的に貴族を単なる大土地所有者と見なすのではなく、「政治的・文化的能力」を有しつつ、郷党・村落共同体・「豪族共同体」と結びつき、それらを存立基盤とする存在と見なしていたのである。そして既に「一東洋史研究者における現実と学問」に先立って谷川は「北魏末の内乱と城民(上)・(下)」(『史林』第四一巻第三号、一九五八年、第四一巻第五号、一九五八年)を発表し、北魏末期における民衆や名望家の動向について考察しており、以後はこれをはじめとして五胡十六国・北朝時代の研究を通じて実証的に共同体や貴族の実態を把握するこ

とをも並行して試みていたのであり、この方面の成果はやがて『隋唐帝国形成史論』（筑摩書房、一九七一年、増補版筑摩書房、一九九八年）としてまとめられることとなる。

第三章 今後の課題——むずびにかえて——

前田の「東アジアにおける古代の終末」が京都学派の時代区分を批判しつつ自らの主張を展開し、また時代区分そのものが異なっている以上当然であるともいえるが、全体の流れを見る限り、第一章で紹介した京都学派の理論形成と、第二章のうちの歴研派のそれは、断絶の部分が目立つのであり、特に方法論の面においてこれら二つの流れの統合を試みたのが谷川であると評価することができてもかもしれない。谷川共同体論は、直接的に京都学派の説を継承・発展させて成立したのではなく、戦後における、歴研派との共同体理解に関する論争を通じて培われたものであるが、むしろそうして形成された共同体論を、川勝の研究と結びつけて京都学派のいう中世の特色として扱い、さらに内藤説と結びつけて強化する姿勢が谷川には見られたのである。後に谷川が内藤史学の研究を行うようになり、さらに一九九四年に内藤湖南研究会を設立したのも、その延長であろう。谷川のそうした関心があくまで内藤に対して向き、宮崎に向かなかったのは、内藤が貴族の存立基盤を郡望と見たのに対し、宮崎が貴族と共同体の關係に言及することがあまりなかったためであると思われる。

特に戦後の論争に対する総合的な評価としては、まず歴研派の時代区分は、少なくとも初期は唯物史観に立脚しており、谷川は方法論としてはその影響をうけつつも、その共同体論自体はこれを批判することで構築されていった、となる。そして現状では、京都学

派の時代区分は谷川によって確定されたと見るべきであり、さしあたり「六朝隋唐期」を中世として区分すること自体には筆者も賛成である。ただし、この時代を中世とする根拠として、谷川共同体論を全面的に肯定できるかといえば、逆に筆者としてはそれは困難であると考えている。実は谷川共同体論には、いくつかの問題がある。

第一に、貴族制の位置づけである。歴研派の主張は、唯物史観に過剰に依拠したために、内藤ら京都学派が中世の根拠とした貴族の存在に、あまり言及していない（積極的に言及できない）という欠陥があった。また彼らとの論争を通じて独自の共同体論を形成していった谷川も、村落共同体や「豪族共同体」の存在をまず指摘し、それと貴族の結合を強調する傾向を帯びていったが、そうした理解においては村落共同体ないしは「豪族共同体」があくまでも主であり、貴族制は従の位置にとどめ置かれているとの印象が禁じえない。また谷川のように共同体をあくまでも主とし、「政治的・文化的能力」を基盤として、官僚的貴族が選出されたと理解する場合、なぜ当時の官僚がことさらに貴族として世襲的地位を形成したかという疑問の解答を導き出しにくくなるという問題もある。つまり谷川共同体論においては、方法論が歴研派に由来することもあり、貴族制が中世という時代区分の根拠としては積極的・中心的に扱われていないのである。

第二に、東晋・南朝貴族制との関係である。川勝は「シナ中世貴族政治の成立について」の発表以降、魏晋南朝の貴族制研究を主要課題としており、その成果は『六朝貴族制社会の研究』（岩波書店、一九八二年）にまとめられた。ここからうかがえる川勝の貴族制論は、概していえば後漢・曹魏においては反宦官・反濁流派の輿論と結びついた清流派の人士が魏晋貴族となったが、州大中正の制の確立などによって彼らが基層の輿論——郷論から遊離し、西晋滅亡の前後に彼らが江南社会に「華北風先進文化」や「郷論主義的イデオ

ロギー」などを用いて江南豪族を圧迫しつつ自ら上流階層となった（北来貴族）とするものである。このうちの「郷論主義的イデオロギー」については、「郷論の場における人物評価によって政治的社会的ヒエラルキーを構成するという考え方」とし、貴族制は当時の江南社会において「形式化した郷論主義」を旗印にして江南における再生を果たしたとする（二〇二～二〇三頁）。すると川勝の見解においては、東晋以降における北来貴族の中心的な存立基盤は、江南の郷党や郷里社会などの共同体ではなかったこととなる。そしてこの「郷論主義的イデオロギー」と類似した「郷里」という概念を提唱したのが中村圭爾である。中村は「郷里」の論理——六朝貴族社会のイデオロギー——（『東洋史研究』第四一卷第一号、一九八二年、「郷里」の論理」、同氏著『六朝貴族制研究』、風間書房、一九八七年、一三九～一七〇頁）において、魏晋南朝における「郷里」は「観念の世界であり、村落社会支配をより完結したものにしようとする支配的階層によって醸成された六朝期固有の虚偽意識とみることができる」と主張した。また「六朝史と「地域社会」（中国中世史研究会編『中国中世史研究 続編』、京都大学学術出版会、一九九五年、三六～六〇頁、中村圭爾『六朝江南地域史研究』、汲古書院、二〇〇六年、五九七～六二三頁）においては、森正夫「中国前近代史研究における地域社会の視点 中国史シンポジウム「地域社会の視点 地域社会とリーダー」基調報告」（『名古屋大学文学部研究論集』史学八三、一九八二年）が提唱する、「階級的矛盾、差異を孕みながらも、広い意味での再生産のための共通の現実的課題に直面している諸個人が、共通の社会秩序の下におかれ、共通のリーダー（指導者、指導集団）のリーダーシップ（指導）の下に統合されている地域的な場」であり、「広い意味での再生産の場としての、人間が生きる基本的な場を総括的に把握するための方法概念」である「地域社会」と、自身の「郷里」の論理」を踏まえつつ、あら

ためて六朝（魏晋南北朝）時代における「郷里」が、「特異な価値観によって律せられた内部秩序をもつ、一種の共同的社会であり、しかも外部世界の秩序、特に政治的秩序の介入を拒絶する世界」であり、またそれはあくまで「意識上の区域」であるとした。^{（注32）}これに対して谷川は「共同体」論と六朝郷里社会——中村圭爾氏の疑問に答える——（『東洋史苑』第五四号、一九九九年、同氏著『谷川道雄中国史論集上巻』、汲古書院、二〇一七年、一二一～一四六頁）を発表し、自身のいう共同体が実体概念としてのそれであることをあらためて強調して中村を批判したが、それを強調すればするほど、北来貴族はそれぞれの郷里を捨てて江南にやってきただけに、江南社会における北来貴族の存立基盤としての共同体をイメージしにくくなる。さらに谷川は川勝の「郷論主義的イデオロギー」を根拠に中村を批判しているが、東晋・南朝の江南社会を前提として考えた場合、中村のいう虚偽意識としての「郷里」を批判・否定しながら、同じく虚偽意識である川勝の「郷論主義的イデオロギー」を肯定するというのは、論理的に無理がある。このように、谷川共同体論では東晋・南朝における貴族制の本質を説明できないのである。^{（注33）}

第三に、京都学派のいう近世との関係である。元来谷川共同体論は、西嶋の共同体理解（旧説）に対する一種のアンチテーゼとして創出されたものであり、西嶋のいう古代の氏族共同体崩壊に対して中世の村落共同体再編というように、共同体の構造的変質を古代—中世の変化の根拠としたのであるが、他方で中世の村落共同体・「豪族共同体」と近世の共同体——宗族の相違という問題について、谷川の関心は意外なほど低かった。谷川の時代区分論は、それが歴研派との論争に由来するために、古代—中世の区分には言及しているものの、逆にそれゆえに京都学派にとって伝統的な中世—近世の変換——唐宋変革論に対する関心を低下させてしまったともいえる。

しかし二〇〇一年によりやく「六朝時代の宗族——近世宗族との比較において——」（『名古屋大学東洋史研究報告』第二五号、前掲）谷川道雄中国史論集上巻『三九三〜四一二頁』を發表し、近世宗族との比較という方法で魏晉南北朝時代の宗族を扱うに至った。これは前掲中村「六朝史と「地域社会」をうけて、「豪族共同体」という言葉で把握してきた六朝貴族の名望家支配は、具体的に言えば、宗族と郷党を対象とするものである。そのことについてはこれまで何度も言及しておきながら、その宗族や郷党についての内容的分析を怠ってきたのである。そのため「共同体」論が一種の抽象的方法論としてしか理解されなかったのではなからうか」といい、あくまで中村の見解を誤解としつつも反省の態度を示し、「近世宗族社会と六朝名望家社会との関係の考察」を試みたのである。谷川はまず主として井上徹『中国の宗族と国家の礼制』（研文出版、二〇〇〇年）に基づき、「上古周代の宗法を復活したのが近世の宗族制」であり、「共有地（義田・祭田など）、祠堂（宗制）、族譜など」がそれを運用するための装置としてはたらしき、「宗族はこれらを基礎に祖先を祀り、一族をまとめ、また族人の生活を安定ならしめる」と理解した。その上で後漢崔寔『四民月令』に基づきつつ当時の祭祖について言及し、中世・近世における族人救済や修譜について比較し、六朝の宗族の「結合の中心となるのは、一族中の卓越した家の指導性、とりわけ、その家の家長たるべき人物の、道義心にもとづく指導性」であり、「家を背景とする個人の性格が、宗族結合の結節点となった」と結論づけるのであるが、使用している史料や事例が極めて少なく（特に東晋・南朝のそれがあまりない）、その結論も従来谷川の説に引きつけて下したものであるという印象がぬぐえず、これによって問題が解決したとは評価しがたく、したがって共同体を前提とした中世—近世の時代区分や唐宋変革論には成功していないこととなる。

谷川共同体論が内包する以上三点（とりわけ第二・第三）の問題

点からも、共同体そのものの変質を時代区分の根拠とするのはどうしても困難を伴うといわざるをえない。では何をもちて京都学派の時代区分における中世を規定すべきなのであろうか。内藤・川勝が元來中世を貴族の時代と考えていたことを踏まえるならば、今はそこに立ち返って、区分の根拠自体を、共同体の内実如何ではなく、貴族の存在そのものにおいての方がよいのではないかと思われる。

したがって筆者は中国中世を、中国において貴族制が形成され、世襲的貴族が存在していた時代と定義する。もちろんここでいう貴族制とは、内藤が「概括的唐宋時代観」においていったように、「上古の氏族政治とは全く別物で、周代の封建制度とも関係がなく、一種特別のものである」。また宮崎は『東洋に於ける素朴主義の民族と文明主義の社会』において中世貴族を門地を第一とする貴族とし、近世士大夫を学問教養に秀でた中世にもまして貴族らしい貴族と見たが、筆者のいう貴族とはむしろ前者を指す。歴研派との論争の結果として誕生した谷川の共同体論が、前述のような問題を抱え、京都学派のいう中世の根拠とするには困難である以上、むしろ筆者としては共同体ではなく貴族制の方をこそ、中世という時代区分の中心的な根拠として扱いたいと考えてるのである。

では具体的にどういったスタンスで研究に臨むべきであろうか。貴族と村落共同体の直接的な関係の存在を想定しにくい東晋・南朝貴族制（における北來貴族）は当然のこととして、北朝貴族制についても、谷川共同体論を前提とするのではなく、まずは貴族と村落共同体を切り離して考える必要がある。むしろ北朝貴族制の実証研究の結果として、両者の間における強固な繋がりを確認することはいえようが、反面北朝においても両者は全く無関係だったという結論に至る可能性も現状では十分に存在する。あくまでも史料に依拠した実証研究によってあらためてこの問題を検討することが、現在は求められているのではないだろうか。よって筆者も今後この

方針で中国中世貴族制について研究を進めていくこととしたいと考えている。

注

(注1) 詳細は南川高志「時代区分論と歴史学研究的現在」(『史学雑誌』第二二二篇第三号、二〇一二年)、『思想』二〇一〇年一月号(時代区分論)所取論文を参照。

(注2) 礪波護「序説」(礪波護・岸本美緒・杉山正明編『中国歴史研究入門』、名古屋大学出版会、二〇〇六年、一〇二六頁)は、田村實造・羽田明監修『アジア史講座第一巻中国史I』(岩崎書店、一九五五年)に、本講座は、一応そのたてまえからすれば、春秋時代以後、唐代中期の安史の乱ごろまでを古代、五代・宋朝以後一九世紀半のアヘン戦争、太平天国革命ごろまでを中世、それ以後を近代と考えている。ただし中国社会のように、その発展が、きわめてゆるやかである場合には、古代・中世・近代の三分の間にそれぞれ比較的長い過渡期を考えねばならないであろう(九〇一頁)とあるのに基づき、「京都大学内外の東洋史研究者の時代区分がさまざまであったことが分かります」と指摘するが、本稿ではこれらの区分は京都学派の時代区分としてはとらえないこととする。

(注3) 本稿の執筆には以下の諸文献を参照している。内藤戊申「東洋史の時代区分論——学説史的展望——」(『文学論叢』第九輯、一九五四年)、『東洋史の時代区分論(統)——学説史的展望——』(『文学論叢』第一輯、一九五五年)、『中国史の時代区分論展望——日本人の古代区分——』(『史林』第四一巻第一号、一九五八年、狩野直禎「最近の南北朝時代史研究——中国における時代区分論を中心として——」(『東洋史研究』第一八巻第一号、一九五九年)、堀敏一「戦後日本の中国史研究における時代区分問題の現段階(一)・(二)・(三)」(『歴史評論』第一〇一〜一〇三号、一九五九年)、多田雅介「中国古代史研究覚書」(『史艸』第二二号、一九七一年、同氏著『漢魏晋史の研究』、汲古書院、一九九九年、二六七〜二七四頁)、『後漢ないし魏晋期以降中国中世』説をめぐって(『歴史学研究』第四二二号、一九七五年、前掲『漢魏晋史の研究』三二五〜三三六年)、『戦国・秦漢期における共同体と国家』(『史潮』新二号、一九七七年、前掲『漢魏晋史の研究』三三七〜三六二頁)、『中国古代史研究の現在』(『歴史学研究』第六一三三号(増刊号)、一九九〇年、前掲『漢魏晋史の研究』三八九〜四一〇頁)、高川道雄編著『戦後日本の中国史研究』(東昇出版事業公司、一九八二年)、谷本美緒「時代区分論」(『岩波講座世界歴史I世界史へのアプローチ』、岩波書店、一九九八年、一五〜三六頁)、『東アジアの「近世」』(山

川出版社、一九九八年)、『明清交替と江南社会——十七世紀中国の秩序問題』(東京大学出版会、一九九九年)、奥崎裕司「中国史から世界史へ——谷川道雄論」(汲古書院、一九九九年)、葭森健介「地域社会の視点」、『共同体論』(『基層社会』)一九八一年中国史シンポジウム再論——(『名古屋大学東洋史研究報告』第二五号、二〇〇一年)、與那覇潤「中国化する日本」(『日中「文明の衝突」一千年史(増補版)』(文藝春秋、二〇一四年)、氣質澤保規「内藤湖南の時代区分論とその現代的意義」(渡邊義浩編『第六回日中學者中国古代理論壇論文集 中国史の時代区分の現在』、汲古書院、二〇一五年、二九五〜三〇一頁)、林曉光「比較視域下の回顧与批判——日本六朝貴族制研究平議」(『文史哲』二〇一七年第五期)、岡本隆司「近代日本の中国観、石橋湛山・内藤湖南から谷川道雄まで」(講談社、二〇一八年)、李濟滄「谷川道雄を読む——共同体論、人間主体、そして日中の未来」(『日本研究』第六一号、二〇二〇年)、柿沼陽平・飯山知保編著(王博等訳)『貴族与士大夫——青年學者眼中的中国史』(上海古籍出版社、二〇二二年)、渡辺信一郎「中国古代理論——東アジアの「古代末期」——」(臨川書店、二〇二三年)。

(注4) 内藤のこの見解は『大阪新報』一九一九年(大正八年)六月一日〜一七日の「国破れて文化在り」(内藤湖南研究会編『内藤湖南未収録文集』、河合文化教育研究所、二〇一八年、六八四〜六九二頁)に既にあらわれている。

(注5) 尾崎邦博「ホブソン帝国主義論における社会進化論的思考」(『経済学史研究』第五四巻第二号、二〇一三年)参照。

(注6) 池田誠「内藤湖南の国民的使命感について——日本ナショナリズムの典型——」(『立命館大学人文科学研究所紀要』第一三三号、一九六三年)参照。

(注7) 岡本隆司「近代日本の中国観」(前掲)一一四〜一五五頁参照。

(注8) 宮崎の時代区分論については李濟滄「宮崎市定の時代区分論について特に「宋以降近世論」と関連付けて」(『東洋史苑』第七八号、二〇一二年)、呂超「世界史図景中的中国形象 宮崎市定研究」(人民出版社、二〇二一年)参照。

(注9) 島田慶次「宮崎史学の系譜論」(同氏著『中国の伝統思想』、みすず書房、二〇〇一年、三二九〜三三七頁)参照。

(注10) 内藤戊申「東洋史の時代区分論」(前掲)によれば宮崎の時代区分論は稲葉岩吉「支那政治史綱領」(早稲田大学出版部、一九一八年)に由来するといふ。稲葉は内藤湖南が京都帝国大学に採用される以前からの弟子であり、『支那政治史綱領』は稲葉が陸軍大学校(陸大)の教官を担当していたときに刊行されたものであるが、これは陸大の教科書ともいふべきもので、正式には参謀本部により編纂されたものとされている。しかしこれは前漢以降唐に至るまでを貴族政治の時代としているなど、宮崎の見解とは異なる部分がある。

- (注11) 宮崎市定「古代支那賦税制度(上)・(中)・(下)」、『史林』第一八巻第二・三・四号、一九三三年、「古代中国賦税制度」、同氏著『アジア史研究第一』、東洋史研究会、一九五七年、六六―一三〇頁、晋武帝の戸調式に就て』、『東亜経済研究』第一九巻第四号、一九三五年、前掲『アジア史研究第一』一八五―二二二頁、参照。
- (注12) 大庭脩「私の中国史の時代区分」、『史泉』第八七号、一九九八年、参照。
- (注13) 事実「東洋的近代世」の「はしがき」には、「なほ最後に本書の論旨は、先師内藤湖南博士の高説を祖述する所の多いのをこたわっておく」とある(六頁)。
- (注14) 内藤戊申「中国史の時代区分論展望」(前掲) 参照。
- (注15) 宮崎市定「菩薩蛮記」(生活社、一九四四年) 参照。
- (注16) 島田虔次「あとがき」(川勝義雄「中国人の歴史意識」、平凡社、一九八六年、一九五―三〇一頁) 参照。
- (注17) 西嶋定生「松江府に於ける棉業形成の過程に就いて」、『社会経済史学』第一三巻第一・二号、一九四四年、「支那初期棉業市場の考察」、『東洋学報』第三一巻第二号、一九四七年、「明代に於ける木棉の普及に就いて——上——」、『史学雑誌』第五七編第四号、一九四八年、「明代に於ける木棉の普及に就いて——下——」、『史学雑誌』第五七編第五・六号、一九四八年、「一六二七世紀を中心とする中国農村工業の考察」、『歴史学研究』第一二七号、一九四九年) 参照。
- (注18) 宮崎市定「支那城郭の起源異説」(前掲)、『歴史と地理』第三二巻第三号、一九三三年、「中国城郭の起源異説」、前掲『アジア史研究第一』五〇―六五頁、井上文則「宮崎市定と西洋古代史研究」、『西洋古代史研究』第一五号、二〇一五年、参照。
- (注19) 貝塚茂樹『孔子』(岩波書店、一九五一年)三〇―三二頁参照。
- (注20) 吉本道雅「中国先秦史研究の課題」(同氏著『中国先秦史の研究』、京都大学学術出版会、二〇〇五年、三―二〇頁) 参照。
- (注21) この論争の経緯整理にあたっては以下の諸文献を参照した。高明士『戦後日本の中国史研究』(前掲)、初山明「漢代豪族論への一視角」、『東洋史研究』第四三巻第一号、一九八四年、東晋次「秦漢帝国論」(前掲)、戦後日本の中国史論争「二七―六七頁」、福本勝晴『アジアの生産様式論争史』日本・中国・西欧における展開(社会評論社、二〇一五年)、松島隆真「統一国家の形成」(同氏著『漢帝国の成立』、京都大学学術出版会、二〇一八年、七―六三頁)。
- (注22) 増淵龍夫「ワイズテューマーと後期中世独逸マルク、村落団体の若干問題(一)・(二)完」、『社会経済史学』第一〇巻第七号、一九四〇年、第一〇巻第八号、一九四〇年、「グレントヘルシャフトとドルフ」所謂ヘルシャフトの社会的構造について」、『一橋論叢』第一一巻第三号、一九四三年)など。
- (注23) 堀のこの論文はその後の研究や論争を踏まえて改訂され、「北魏にお

- ける均田制の成立」と改題し同氏著『均田制の研究』(岩波書店、一九七五年)に再録された(九六―一四九頁)。
- (注24) 谷川道雄「唐代の藩鎮について——浙西の場合——」、『史林』第三五巻第二号、一九五二年、同氏著『谷川道雄中国史論集下巻』、汲古書院、二〇一七年、一五―三五頁) 参照。
- (注25) 谷川道雄「隋唐帝国をどう考えるか」、『東洋史研究』第二二巻第二号、一九五二年、前掲『谷川道雄中国史論集下巻』五―一四頁) 参照。
- (注26) 岡本隆司「近代日本の中国観」(前掲) 一九〇頁参照。
- (注27) 谷川史学については、奥崎裕司「中国史から世界史へ」(前掲)、小林義広「谷川共同体論と家族・宗族」、『研究論集』第一四集、二〇一九年) 参照。
- (注28) 谷川の共同体論は西嶋旧説のアンチテーゼとして提唱されたのであるが、その西嶋が同年のうちに旧説を撤回したためか、後年の谷川はこれを増淵説のアンチテーゼとして再構築を試みたようである。谷川道雄「共同体」論争について、中国史研究における思想状況(名古屋人文科学研究会「年報」第一号、一九七九年、同氏著『中国中世の探究』歴史と人間、日本エディタースクール出版部、一九八七年、一五四―一九六頁) 参照。
- (注29) 谷川道雄「中国史上の古代と中世——内藤湖南への回帰——」(『古代文化』第四五巻第八号、一九九三年、「内藤湖南と中国基層社会」、『史林』第八三巻第二号、二〇〇〇年)、「内藤湖南の唐宋変革論とその継承」、『研究論集』第一集、二〇〇五年)、「内藤湖南の歴史方法」(『文化の様式』と「民族の自覚」、『研究論集』第五集、二〇〇八年)など。
- (注30) 葭森健介「共同体論」と「儒教社会主義論」(谷川道雄と溝口雄三の「公」「私」概念をめぐって)、『名古屋大学東洋史研究報告』第三九号、二〇一五年) 参照。
- (注31) 葭森健介「地域社会の視点」・「共同体論」・「基層社会」(前掲) 参照。
- (注32) 小林義広「谷川共同体論と家族・宗族」(前掲) 参照。
- (注33) 川合安「南朝貴族制研究」(汲古書院、二〇一五年)も、「東晋南朝の北来の僑姓貴族については、地域社会との関係性を見出しがたい」ともあって、両氏(川勝・谷川)を指す(田中注)の研究では、貴族⇨寄生官僚論を批判しつつも、こと南朝に関する限り、むしろ寄生官僚論を承認する結果に陥っているのでないかとさえ考えられるのである」と指摘している(四頁)。

たなか・かずき／文化情報学部准教授
E-mail: kazuki@sugiyama-u.ac.jp